

第五十一回 参議院法務委員会會議録第二十三号

昭和四十一年六月二日(木曜日)
午前十時五十八分開会

委員の異動

六月一日

辞任

安井 謙君

補欠選任

平井 太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

和泉 覚君

理事

委員

後藤 義隆君

斎藤 昇君

鈴木 万平君

中野 文門君

中山 福蔵君

龜田 得治君

藤原 道子君

柳岡 秋夫君

市川 房枝君

國務大臣

法務大臣

石井光次郎君

外務大臣

椎名悦三郎君

通商産業大臣

三木 武夫君

政府委員

内閣官房長官

橋本登美三郎君

法務省民事局長

新谷 正夫君

法務省入国管理

八木 正男君

局長

外務省アジア局

小川平四郎君

事務局側

常任委員会専門員 増本 甲吉君

説明員

大蔵省主税局税制第一課長 中橋敬次郎君

通商産業省通商局長 原田 明君

本日の会議に付した案件

○商法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察及び裁判の運営等に関する調査(出入国管理に関する件)

○委員長(和泉覚君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、商法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○松野孝一君 私は、他の質問者との重複を避けまして若干質問いたしたいと思います。

この商法の改正案がだいたい経済界の要望に基づいていることであるが、今日までの方面から要望があったのですか、その点をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(新谷正夫君) 今回の商法の改正につきましては、昭和三十六、七年からいろいろ経済界からの強い要望が出てまいりまして、ことに、経済団体連合会、あるいは東京商工会議所あるいは関西経済連合会、さらに日本証券業協会連合会、全国株式懇話会連合会、そういった方面から要望がなされたわけでございます。

○松野孝一君 この商法の改正法案については、自民党の法務部会でも何回かやりましたが、問題の中心は、この改正案の最も重点となるところは、経済が非常に成長しておると、その成長して

いるのに即応して商法も取引法としてあるいは技術法として改正しなければいかぬというような重点が置かれておるようになつたのであります。したがって、大会社とかあるいは大株主とか、そういう方面には非常に都合がよいようにも思ふのですが、一面、小株主とかあるいはそういう種類の者の利益というものは十分保護されていないんじゃないかという意見が相当出たのであります。その点についてこの改正法案はいろいろ考へておられるようでありますけれども、株主の利益の保護ということについては大体相当考へてやっておると思ひますが、どういふふうに特に考へたかということについて総体的に話していただきたいと思ひます。

○政府委員(新谷正夫君) 今回の商法の改正案に盛り込んでおります項目が大体七項目になっております。いずれも、最近の経済情勢の変遷に伴ひまして、それに即応するように商法の必要部分を最小限度に改正してという趣旨でございます。とりわけ、商法の改正ということになりますと、特に株式会社でございますと、何と申しましたも株主の利益保護ということをお忘れはならぬわけでございます。当面の改正事項といたしましては、直接株主保護を目的としたものもございまして、また、直接にはそうでないものもあるわけでございますが、しかし、いずれの改正点をとりますとも、株主の保護ということを考へないで改正を行なうということは、これはできないわけでございます。すべての項目にわたりました株主の立場、利益保護ということを考へながら今回の改正案をつくつたわけでございます。

簡単に申し上げますと、たとえば株式の譲渡制限でございますが、これは中小規模の閉鎖的な会社のために譲渡制限の規定を新たに設けようとするものでございますけれども、これも株主の意向

を十分反映できるようにする必要がありますので、定款を変更いたしました譲渡制限の定めを設けるにつぎましても、従来の株主總會の特別決議よりもさらに要件を厳重にいたしまして、小株主の意向が十分反映できるように措置いたしてまいりますと同時に、さらにこの譲渡制限につきまして反対株主に株式の買取請求権を認めるといふようなことを考へたわけでございます。

それから額面株式と無額面株式の変更でございますが、これも主として株主の利益を考へて相互の変更ができるようにいたしたわけでござい

ます。さらに、株式の譲渡の方式でございますが、これは最近の株式の譲渡の實際に即しますように、株式の譲渡が円滑になし得るように措置いたしたわけでございまして、それにいたしまして、株主側にとりましては、従来の裏書き制度を廃止するというに伴ひ一まつ不安が残るやうに考へがえすために、特に株券の保管という観点から、株主の希望によりまして株券を発行しないとか、あるいは発行会社におきまして株券を銀行なり信託会社に寄託するという方法を講じまして、株主の利益保護を考へたわけでござい

ます。さらに、議決権の不統一行使でございますが、これは実質上の株主が二名以上ござい

ますときに、法律上の形式的な株主が議決権を行使いたします場合、その実質上の株主の意向を十分反映できるようにいたさうというものでございまして、これももちろん株主の利益保護のためのものでござい

考えまして、特に株主の利害に影響のあります場合を明らかにして、新株発行手続を明確に定めようという趣旨のものでございます。

次に、新株引受権の譲渡を認めることにいたしました。新株引受権は、これも新株引受権を与えられた従前の株主の利益のために改正しようというものでございます。

さらに、転換社債の転換請求でございますが、これはさしあたりは社債権者の利益のためということでございまして、社債権者が転換請求によりまして株主になりますときの措置を講じましたわけでございます。

したがって、すべて株主の立場、その利益という面を考えた場合に今回の改正をいたそうというふうな考えでございまして、

○松野孝一君 そのほか各条文についてごく簡単にお伺いしたいと思います。

株式の譲渡制限についてであります。これは今度の改正案におきまして定款をもって取締役会の承認があればできるというふうに定めるようになつておりますが、この場合に、その定めあることを知らないで株主が取締役会の承認がないのにその会社の株式を譲渡した。その場合には、その相手方は株主となることはできないのでしょね。この点はどうか。

○政府委員(新谷正夫君) 商法の第二百四条の改正案によりまして、株式の譲渡につきまして定款をもって取締役会の承認を要する旨を定めることができるようになるわけでございますが、この定めがありまして、取締役会の承認を得ないで株式を譲渡したとすると、これは明らかに譲渡いたしません者あるいは譲り受けようとする者が取締役会の承認がないということを知らないでやったといつても、これは株式譲渡をすることはできないわけでございます。取締役会の承認がなければ株主にはなれないということになるわけでありまして。

○松野孝一君 わかりました。その次にお伺いしますが、株式を譲渡するには

取締役会の承認があればできるというふうになつておりますが、もしこれを株主総会または代表取締役の承認が必要であるというふうに定款に定めた場合はこれはどうなるのですか、定款で定めることはできるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 二百四条のただし書きにもございまして、取締役会の承認を要する旨を定めることができるという趣旨でございます。株主総会の承認あるいは代表取締役の承認というふうな定款をもって定めることはできないものと考えます。ことに、株式の譲渡につきましては、株主総会の承認を得るということは、実際問題といたしましてこれは困難でございます。事実上できないだろうと思ひます。また、代表取締役のみの承認にかけるといふことも、いささか事柄の性質上適當でない。むしろ取締役会の承認が必要であるということが適當であらうというのでございまして、この法律の規定の趣旨から申しますと、株主総会の承認あるいは代表取締役の承認というふうな定款に定めることはできないというふうに解釈いたしております。

○松野孝一君 もう一つ、取締役会が指定した者が、商法第二百四条ノ三の第一項の規定によつてその株式を自分に売り渡せという請求をしたが、同条第二項の供託をしていないときは、その請求は有効でないと思ひますが、この点をちよつと確かめておきたいと思ひます。

○政府委員(新谷正夫君) 株式の譲渡制限がございいます場合に、取締役会の承認を求めます際に、取締役会におきましてその譲渡の相手方を指定できるというに二百四条ノ二の規定がございまして、それを受けましてそれ以下にこまかい手続規定が設けてございまして、二百四条ノ三の第一項によりまして、指定された者が自分に株式の売り渡しをしてもらいたいというのを請求できるものになつておりますがこれには、同条の第二項の規定によりまして、一定の金額を供託所に供託することを要する、このように規定されております。

この趣旨は、売り渡しを受ける者がその代金の支払いを確実にできるように、逆に言いますれば、売り渡すほうにいたしますれば譲渡代金が確実に確保できるように担保しようとする趣旨でございます。したがって、もしも売渡請求にあたりまして二百四条ノ三第二項の供託がございせんとして、売渡請求の効力を生じない、このように解しております。

○松野孝一君 わかりました。それからもう一つ額面株式と無額面株式との間の変更についてお伺いしたいのですが、日本には額面株式と無額面株式を発行している会社というのが、非常に少ないというふう聞いておりますが、額面株式と無額面株式の間の変更が認められないという不都合が生ずるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 無額面株式を発行することができるようになりましたのは、昭和二十五年の改正によるものでございまして、これはアメリカの制度を導入いたしましたこのようなことが認められることになつたわけでございますけれども、まあわが国の株式界の実際をいたしましては、無額面株式というものが十分でないというふうな面もあつたためと思ひますけれども、実際問題といたしましては無額面株式を発行しておる会社は数が少ないわけでございます。しかし、発行いたしております会社につきましては、相当多くの無額面株式を発行いたしておるわけでありまして。

そこで、株主の立場に立つて考えますと、たとえば株券を併合しようというふうな場合に、額面株式と無額面株式がございまして、併合ができないうわけでございます。また、発行会社の立場に立つてみまして、二つの種類の株式があるというところが株式事務にかなり複雑な手続をわづらわすということになるわけでございます。そう、そういった観点から額面株式と無額面株式との相互の変更を認めるようにいたしまして、たとえば、額面株式、無額面株式の双方を持つておる株主が、これを額面株式に統一して株券を併合したい

というふうな場合に、無額面株式を額面株式に変更し得る道を開こう、こういう趣旨でございます。

○稲葉誠一君 関連といひますか、前に戻つて株式の譲渡制限のところでもちよつとお聞きしたいのですが、現行法では株式譲渡制限というのはいないわけですか。どういふふうになつてゐるんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 現行法ではできません。稲葉誠一君 それはどういふ理論的な根拠なんですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは、昭和二十五年に、当時占領下でございまして、株式民主化ということが強く言われまして、株式というものは一般投資家に、大衆に開放されるべきものであるという考え方から、従前の株式譲渡の禁止あるいは制限をすべきでないというので、従前の譲渡制限の規定を改めたということでございまして。

○稲葉誠一君 それは歴史的な変遷ですけれども、その理論的根拠といふか、それが現在の場合に特に変更しなきゃならぬというファクターはどこにあるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 二十五年に株式の譲渡制限を撤廃いたしました当時、これは株式会社の実態の問題にもなつてまいわけでございますけれども、当時の株式会社のうちで約八四%以上の会社が株式の譲渡制限の定めをいたしておつたわけでございます。これは、昭和二十五年当時の調査を昨年末私どものほうでいたしたわけでございますが、これは全部にわたつてすることはできませんでしたけれども、日本橋の商業登記所におきまして調べられる範囲のものを調べてみまして、約三百八十社の実態を調査いたしましたところ、八四%余りが譲渡制限の規定を定めておつたということがわかつたわけでございます。二十五年に改正されましたが、そういう実情下において譲渡制限を撤廃いたしましたために、経済界におきましては改正後間もなくやはりこれはもとに復す

べきであるという要望があらわれてまいりまして、譲渡制限の規定はやはり従前のようにすべきである、こういう声が高まってきたわけでございます。これは、株式会社の中に、大会社は別として、小規模の同族的な会社、閉鎖的な会社、非常に多くを占めておるわけでありまして、このような会社につきまして完全に株式の譲渡を自由にしておくということは会社の業務運営上いろいろ支障を生ずることからそのような要望がなされたものと考えられるわけでございます。ことに、二十五年以前の実情がたゞいま申し上げたような状況にございましたために、この改正がはたしてわが国の株式会社の実態に即するものであるかどうかという点についての批判が行なわれるに至ったわけでございます。そこで、実界の実情に合うように譲渡制限の定めをする必要があるということにいたしましたわけでございます。

それによつても、二十五年の改正以前におきましては、株式の譲渡を完全に禁止することもできたわけでございます。しかし、それは現下の情勢にかんがみずと行き過ぎであらう、少なくとも資本を投下しております株主にはその投下資本を何らかの方法で回収する道を保障する必要があらうという点を考えまして、若干規定がごまかくなりましたけれども、一応譲渡制限の定めがある会社につきまして必ず株主がその投下資本の回収をできる道を講じたわけでございます。

○稲葉誠一君 二十五年の改正以前に株式の譲渡を完全に禁止するということもできたわけでございます。しかし、それは現下の情勢にかんがみずと行き過ぎであらう、少なくとも資本を投下しております株主にはその投下資本を何らかの方法で回収する道を保障する必要があらうという点を考えまして、若干規定がごまかくなりましたけれども、一応譲渡制限の定めがある会社につきまして必ず株主がその投下資本の回収をできる道を講じたわけでございます。

○政府委員(新谷正夫君) 二十五年の改正以前におきましては、株式の譲渡禁止あるいは制限の形態といふものはいろいろあったわけでございます。定款ではっきりと譲渡することができないというふうに定めたものもございまして、あるいは、会社の承認を要するというふうにしたものもあるようにございます。

○稲葉誠一君 そうすると、今度の改正法でも、定款で株式譲渡の制限をできるかどうかできないとか、こういうことをはっきり書かなくちゃいけないわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 原則的には株式は譲渡できるわけでございます。したがって、定款に特に規定がございませんとすれば、譲渡は自由である、こういうことになります。特に譲渡について制限を加える必要があるという場合にのみ定款によりましてその旨を定める、こういうことになるわけでございます。したがって、すべての株式会社にきつまして必ず定款で譲渡を承認するようなことをするかしないかということを書く必要はないわけでございます。

○稲葉誠一君 株式の譲渡は自由なわけですが、なんにも書いてなければいいわけですが、そうすると、それを制限するのは取締役会の決議でできるといふことになれば、そういう新法ができれば、特に制限をすることができるとかできないとかというところは定款に書く必要がなくなつてきて、新法の規定で、定款は定款として、いつでも取締役会の決議で譲渡の制限ができると、こういう形になるわけですか。取締役会で譲渡の制限をきめたときには定款変更になるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 取締役会の決議のみによつて譲渡制限をするということにはならないわけでありまして、必ず定款を変更いたしましたして、取締役会の承認がなければ株式の譲渡はできないというふうに定款で明らかにするわけでございます。したがって、株主総会の特別決議によりまして定款変更の手続を踏まなければなりません。ことに、この定款変更につきましては、先ほど申し上げましたごとく、株主の立場も十分考慮する必要がありますので、今回の三百四十八条の新設規定によりまして、この場合の定款変更のための株主総会の特別決議につきましては、要件を一般の特別決議以上に厳重にいたしまして、株主の意向を十分反映できるようにいたしましたのでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、結局、取締役会の決議でできることになっておりますけれども、定款変更ということになれば、株主総会の同意がなければだめだということになるんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 株式の譲渡制限をするかしないかという基本の問題につきましては、定款変更によつて定めるわけでございます。それが定まりますと、個々の株式の譲渡につきまして取締役会の承認を得ると、こういうことになるわけでございます。

○稲葉誠一君 そちら辺のところの関係が私の考え方だとちよつと違つていたのかも知れませんが、それならば、何も取締役会というものの必要はなく、代表取締役が業務執行機関なんだから、代表取締役が業務執行の問題で、代表取締役ができるというところではないんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 理屈をいましては、代表取締役が業務執行の権限を委任されておる範囲におきましては、それができるようにすることも可能であらうと思つてございまして。しかし、株式の譲渡制限、ことに個々の株式の譲渡につきましてそれがいいか悪いかというものを判断する必要があるわけでございますので、代表取締役だけの専断的な措置にゆだねるというよりは、取締役会という多数の理事者の会議体における決議によつてこれをきめたほうが公正を担保できる、こういうふうに考えたわけでございます。

いまして、代表取締役の承認によつて譲渡制限をできるようにするといふふうに定めることはできないと、このように解釈しております。

○稲葉誠一君 できないといつても、場合が二つあると思つてます。取締役会で株式の個々の譲渡制限を代表取締役が権限を委任するという場合ならできるかどうかというところが一つの問題と、そういう形でなくて、代表取締役が業務執行の機関としてある特定の株式の譲渡を制限して外部に発表した場合、そうしたことが一体無効になるかどうかと聞いているわけです。無効ではないでしょう。買取引受の場合にもそれが問題になつてくるわけですね。これは七日か九日にゆつくり質問しますけれども、判例があつて、あれでしよ、買取引受のときだつて、株主総会の議決を要するという意見もあるけれども、そうでなくて、取締役会の議決でいいんだという意見もあり、取締役会の議決がなくても有効なんだ、代表取締役が取締役会の議決なくして買取引受のことをやつてもこれは有効なんだという判例もあるわけでしょう。だんだんこう下がつてきつちやつてゐるわけですね。だから、本件の株式譲渡制限の場合でも、代表取締役がやつた場合に有効か無効かということ聞いてゐるわけです。裏を返せば、いまの新法改正は強行法規かということにも関連してくると、こう思つてゐるわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほどの買取引受の場合におきましては、これは株券を発行してしまひますと、前の手続は会社の業務執行に關する内部の意思決定であるという理屈から、その株式の発行は有効であると、こういうふうに見てゐるわけでありまして。こちらの株式の譲渡制限に關するものは、二百四十四条のただし書きにございまして、方式のみを定めてございまして。したがって、買取引受の承認といふ形で承認がなされませんと、これは承認の効果を生じない。したがって、ほかの形式によりますものはこれは無効である、こういうふうに考えております。

○稲葉誠一君 取締役会の承認を経ないものは絶対的に無効だ、これは強行法規だ、無効なんだと、こういうふうに確定的な見解だと承つてよろしいのでしょか。

○政府委員(新谷正夫君) そのように御理解いただいたてけっこうだと思ひます。

○稲葉誠一君 だけれども、取締役会は現実によつていないんじゃないですか。やつていゝのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 現実にすべての会社が取締役会というものをやつておるかどうかということとは別問題といたしまして、法律のたてまえといたしましては、やはり取締役会の承認、これが必要であらうと考えるわけでございます。

○稲葉誠一君 取締役会の承認は、それでは代表取締役がやつてしまつたことに對してあとから追認した場合はどうなんですか。絶対無効ならば、追認したつて無効が活断されることはないですか。そういう考へ方でいいわけですか。取引の安全との関係でどうなんですか、それは。

○政府委員(新谷正夫君) 追認という形をとりますかどうか別問題といたしまして、あとで取締役会が承認するといふ形がございすれば、それは差しつかえないと思ひます。

○稲葉誠一君 それは、取締役会が承認すれば差しつかえないといふのは、承認した瞬間からそのあとのものは効力があるけれども、その前のことは、代表取締役が単独でやつてしまつたという場合には、それは効力がないと承つてよろしいですか。だからばくは追認といふことを使つていゝわけですが。

○政府委員(新谷正夫君) 追認したときからやはりその効力は生ずるわけでございます。したがうして、追認といふからには、その前にやりました代表取締役の承認行為が是認されることになりまふけれども、しかし、追認の効果が生じますのは取締役会の承認のあつた時点からであります。○稲葉誠一君 そつとすると、取締役会の承認があつた時点から追認の効果は生ずるとなると、前

へさかのほらないわけですし、ただその取締役会の承認で代表取締役の責任が免除されるということになるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 代表取締役が承認したておりまして、これは先ほど申し上げましたように無効であるといふふうに私も解釈いたしておられます。したがうして、その行為を追認するといふ形をとりまふとも、あるいはそれとは別個に取締役会の単純な承認という形をとりまふとも、ともかく取締役会の承認がございすれば、その時点から株式の譲渡は有効になる、こういうふうに考えるわけであります。

○稲葉誠一君 それはわかりましたけれども、だから、その取締役会の承認がある以前に代表取締役が株式譲渡の制限をした、それによつて第三者が不測の損害をこうむつたといふこともあり得るわけですね、例によつては、ないですか。これは親念的かもわからぬけれども、そういう場合の損害賠償の責任といふものは、取締役会のことから承認によつてこの代表取締役の責任あるいは損害賠償の責任といふふうなものはないのですか、あるいはないかならないのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 当事者間におきまして株式の譲渡をしようといふ場合に、取締役会の承認がなければこれは効力を生じないわけでございます。したがうして、そういう株式の譲渡契約といふものが行なわれましても、取締役会の承認がない限りにおきましては、その契約当事者の間の問題としてこれは一般の原則に従つて解決されなければならぬわけでありまふ。特に代表取締役が第三者に損害を加えたといふ事実がございすればこれは別問題でございすけれども、原則には当事者間の契約の問題で解決されなければならぬといふふうに考えまふ。

○稲葉誠一君 ぼくの質問じゃありませんから、松野委員の質問をとつちやつて悪いから、なんですけれども、株式譲渡の制限の権限は取締役会にあるけれども、それを代表取締役委任するといふうか権限を移すといふうか、そういうことを定款で

きめるのは違法なんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 権限を代表取締役に移すといふことはできないといふふうに考えております。

○稲葉誠一君 それはどうしてできないのかといふことは、この新改正法でそれはつきり規定してあるからできないといふ意味にとつてよろしいですか。

○政府委員(新谷正夫君) 定款をもつて取締役会の承認を要するといふふうに定めることができること、この法律に書いてございす。したがうして、取締役会の承認がなければ譲渡についての会社の承認はなかつたものと、こういうふうに言わざるを得ないわけでございます。

○稲葉誠一君 それは、条文の書き方は、取締役会の承認を経ることを要するといふわけだけれども、その反面のことは書いてないのじゃないですか。取締役会の承認を経なければ絶対無効だといふ書き方じゃないですね。だから、反面の解釈としてその裏の問題も出てくるし、取締役会がその権限を委任するといふことも当然——實際問題としてほとんど取締役会をやつていないのじゃないですか、取締役会を一つ開くことはいないんですから。だから、権限を委任しても有効なんだといふ考へ方が反面に出てくるのじゃないですか、その条文の書き方から言つて、それは出てこないといふふうにとつていいわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 一応事務のほうは代表取締役がやる場合があるかもしれないけれども、これは実質的には取締役会の承認といふものを前提にいたしまして行なわれるわけでございます。取締役会の承認権限といふものを代表取締役に委譲してしまふといふことは、私はこの改正の趣旨からはずれるといふふうに解しております。

○稲葉誠一君 じゃ、もう一点だけ聞きますが、この譲渡制限といふことは、株式会社の本質から見てどうなんですか、おかしいですか。

○政府委員(新谷正夫君) 本質と申しまして、考へ方によると思ひます。本来譲渡制

限といふものをなすべきでないといふことでございすれば、現行法のように自由に譲渡できるやうにしなければならぬわけでございますが、しかし、外国の立法例によりまして、株式会社の株式の譲渡制限をできるように定めておる例がかなりあるわけでございます。いずれが本質かといふことは必ずしも一がいに言ひ切れないのでございまして、これは政策的にその辺は考へていつても差しつかえないだらうといふふうに考えまふ。

○稲葉誠一君 そつとすると、株式会社の本質といつてもいろいろあるのですけれども、株式会社の本質として必要欠くべからざるものは、これは何と何なんですか。

○政府委員(新谷正夫君) もちろん株主がなければ株式会社といふものは成り立たないわけでございます。株主の地位を割合的な単位で表徴するものが株式でございます。しかも、その株式は譲渡できるといふたてまえに立つておるわけでございます。これが株式会社の特色といふことが言へると思ひます。しかし、譲渡できるといつても、これを無制限に譲渡を認めるようにしていいか、それともある程度の規制を加へることにしていいか、それとも全くこれを場合によればその会社の自主的な決定によつて禁止することができるようになるのがいいのか、これはそれぞれ

の社会事情、経済事情に応じて定められるべき筋目のものだらうと思ひます。本来株式といふのは譲渡し得るものであるといふ前提に立つておることは、もう御承知のとおりでございます。ただ、いろいろの経済事情、社会事情に応じて、無制限に譲渡を認めるといふことがかえつて不都合な結果を生ずるといふ場合もございすので、その必要に応じて会社が自主的にこれを制限し得るやうにするといふのが今回の改正の趣旨なのでございす。

○稲葉誠一君 有限会社の場合は、持ち分ですから、これはどうなつておりますか、流通は。

○政府委員(新谷正夫君) 持ち分の譲渡はできるわけでございますけれども、社員総会の承認が必要

要でございます。

○稲葉誠一君 有限会社の場合は社員総会の承認が必要であつて、株式会社の場合は取締役会の承認というものは、これはどういふわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 有限会社の場合は、規模も非常に小なりございまして、また、人的に結合する色彩が非常に強いわけでございます。ところが、株式会社の場合には、これを構成しておりま

す株主の数の多いのは非常に多くなるのが通常でございます。有限会社の社員総会というものと株式会社の株主総会というものは、その数におきまして非常な開きがあるわけでありまして、実際の運営上、株主総会の決議にこれをかけるといふふうになりますと、手続的に非常にめんどうになりますのみならず、株式譲渡を行なうという場合に、急場の間に合わない結果にもなるわけでございます。したがって、できるだけ公正に譲渡を認めるか認めないかという判断をする機関としたしましては、取締役会が最も適当であらうと、このいふふうを考えたわけでありまして、

○稲葉誠一君 株式譲渡の制限をするということ、株式が一般に流れていって、そしていふゆる一票株主のような形になって総会屋があらわれてきて株主総会や何かでいろいろ問題を起してまいるということから、総会屋対策という意味も含めてこの株式譲渡の制限ということが考えられているんですか。それはまあ中心でないとしても、そういう意味があるんですか。

○政府委員(新谷正夫君) それを直接の改正のねらいにしておるわけではございません。むしろこれは同族的な会社、閉鎖的な会社の運営の円滑を期するといふ趣旨でございまして、株主総会における総会荒らしを防ぐためという効果もそれは付随的には出てくるかと思ひますけれども、それが目的で今回の改正をお願いしておるのではないわけでありまして、

のじゃないかと思ひますね。ですから、このいふふうな会社については株券を発行しなくてもいいのだというものを法律で定めれば、それで済んじゃうのじゃないんですか、わざわざこのいふことをやらなくても、それはできないわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 株式会社といたしましては、本来株主に対して株券を発行するということがたてまえてございまして、したがって、ある会社について株券を発行しなくてもいいというふうに定めることは適当でございせんのみならず、また、どの程度の会社についてそういうことができるかということも、実際問題として非常に判定に困難でございまして、法律の規定によりましてそういうことを書くことも実際問題としては困難であらうと思ひます。

○稲葉誠一君 株式会社の設立は、いまは登記によつて設置されるわけですね。そうすると、設立の場合には、すぐそのときに設立と同時に株式譲渡制限というものはできないことになるんですか。観念的に言うとも、まあ取締役会がすぐできないからというふうなことで、時間的な差があるわけですか、そこに。

○政府委員(新谷正夫君) 設立に際しまして当初の定款においてそれを定めておくことも可能でございまして、また、創立総会に際しまして定款を変更して定めることができるようになっております。

○委員長(和泉寛君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(和泉寛君) 速記をつけて。

○亀田得治君 国税庁にわざわざ来てもらった意味は、個人会社といふんですか、個人企業と大して変わらないものが会社の形態を持つておる、そういうふうなことからして会社の数が非常に多いわけなんです。こういうことが、株式会社法という一つの法律の中で、大きなものから小さなものまでいろいろこの扱ひがなかならない、こういう事態を生んでおるわけですね。現にそういう状態があるわけだから、株式会社の法律としては何とかが

それに合うように努力しなきゃならぬわけなんです。それが、まあそれは別問題として、そのような現象が起くる一つの大きな理由は、税法上の問題がやはりからんでおるといふふうには見えておるわけなんです。

これは、われわれしつちゅうそういう立場からよく陳情等も聞くわけですね。そこで、本来同じ仕事をしておるものが、会社だから税金が安い、個人だから重い。全く同じ、たとえば人数にしても取り扱ひ量にしても同じとしてその結果が違つてくる、こういう事態に不自然さがあるのじゃないかというふうに考えるわけなんです。そういう立場から、税方面というものをとつてみるとすれば、税務対策としてどうしても個人企業を会社企業に改めなきゃならぬといふふうなことは出てこぬわけだし、それだけ実際に即さない会社といふことであれば、これはもう派生していろいろ問題が起くるわけですね。起きておるわけですね。現に、もめたりした場合には、実体は会社じゃないんだから、たとえば総会などもやつていない。何事もないときにはそれで済んでおるけれども、しかし、もめるときには、取締役はあつても法規を守つておらぬ、こんな決議は無効じゃといったようなことで、やはり紛糾になる。紛糾になれば、平素は善意でやつておつた、やはり法に従つて結論を出すということにならざるを得ない。その結果は、非常に善良な経営者がいじめられたり、まあいろいろするわけですね。だから、そこは私は税法が一つの問題だと思ひます。そういうことを皆さん一体検討されておるのかどうか、基本的な事柄につきまして少し確かめたい。どうなんですか。

○説明員(中橋敏次郎君) 税金面からたゞいま御指摘のように個人企業が法人成りの傾向が非常に強いという点は、確かに戦後非常に強く見られた傾向でございまして、また、そういう傾向は依然としていまも続いております。また、確かだらうと思ひますけれども、それを抜本的に解決いたします方法としては、一つには、全く個人企業類似のよ

うな法人企業につきまして、個人と同じように課税をする、すなわち、法人形態で稼得しました利益につきまして、それを法人におきまして課税するといふことを一切放てきまして、個人の段階にたとへ分配せられないでも、個人に分配せられたかのごとく課税するといふ方法をとりますれば、仰せのように、個人企業に類似した法人企業とそれから法人企業の税金の問題といふのは相当解決されると思ひます。しかしながら、どういふ程度のものにつきまして一応形式的には法人の形態をとつておりますものをそういうふうな留保、分配のいかんにかかわらず個人と同様に課税していいのかわかりませんが、これは非常にむずかしい問題でございまして、むしろ、私ども

といたしましては、そういう企業形態を規制する根本法でも、個人類似の法人企業を分別するといふ基準ができれば、またそれに対応しました税制をとり得るといふふうを考へております。それで、私どももそういう個人企業と法人形態の企業との税負担のアンバランスにつきましては、実はこれは非常に長年議論になつておるところでございまして、その両者の形態の差異によりまして、たとえばこの税負担の差異というものが、一つは税率の問題がございまして、法人でございすれば、たゞいまは二段階でございしますが、大体フラットの税率をかけております。そこで、一たんの法人の段階でとつておることにはいたしております。個人の所得税につきましては、これは相当幅の広い累進税率でもって、個人に帰属しました所得につきまして課税をするといふことになつております。したがって、法人形態の企業が利益を受けましてそれが留保されれば、そこでフラットの税率が一たんかかるわけでございますが、それが個人に分配されれば、そこで個人の所得税の累進的な税率がかかる。したがって、法人の段階で稼得しました利益を個人に分配する割合が非常に高ければ、ほとんどその点からの差異はないわけでございます。

その次の問題といたしましては、個人企業につ

いては、現在の所得税法では、生計を一にしており、個人企業主とその家族との間におきまして、ある一定限度の制限のもとに、企業主から生計を一にしており、親族に対する給与についての課税の規定を持っており、今年度改正になりまして、たとえば青色申告者におきましては、生計を一にしており、家族専従者については、一人年二十四万円までという給与の支払いを個人の段階で個人企業主から家族専従者へ認めるわけでございます。ところが、法人におきましては、法人から個人に支出します給与というのは、事業主であり、またその社長、それからその家族専従者であり、またその役員その他の従業員に支払う給与というのは、全部それぞれの個人に支給されるものとして、法人の段階では全額損金に落ちるわけでございます。そこで、いわば給与につきまして、法人の段階では相当分割が行なわれるに對しまして、個人企業の形態では、少なくとも企業主の部分、それはそういう分割が行なわれないわけでございます。

それから次に、生計を一にしており、また家族専従者に対しては、ある一定の限度までしか給与というものは認められない。そこに一つの差異が出てくるわけでございます。それぞれ分割して給与が認められれば、そこに各種の基礎控除以下の控除が認められることになりまして、そこで税負担の違いが出てくるというわけでございます。

そういう差異に対応しまして、私ども、一つは、同族的な法人について、法人が稼得した利益の中で留保した部分につきましては、これは一般の法人と違ひまして、特別の留保所得課税というものをやっております。これは、全く同族的な法人形態をとっております個人企業類似の企業の税負担と、全くの個人形態の企業との税負担のアンバランスをそこでひとつもとに戻すというための措置をとっておりますわけでございます。

そういうふうに、先ほど申しましたように、税率の問題、それから給与として支払える部分、それに対応しまして法人で留保所得課税を行なっております。これは、法人形態の企業の税負担と、それから、実は、法人形態の企業の税負担と、それから個人形態の企業の税負担というものが違つておるわけでございます。

そこで、私どももいたしましては、その第二の問題、個人形態におきまして、企業主から生計を一にして親族に対する専従者給与の問題、こういうものにつきまして逐次限度を上げてまいりまして、もちろんこれも限度を撤廃しろというお話もございまして、これに對しまして、私どもは、一つには生計を一にしておる企業主と親族間の給与支払いであるという問題、それからさらには多数の個人経営者を処理いたします所得税におきましてどの金額までが適正なものであるかどうかという認定が非常にむずかしいものでございまして、いたずらな紛争を避ける意味におきまして限度を設けております。ただ、その限度を逐年上げてまいりまして、先ほど申しましたように、本年度の改正では二十四万円というところまでまいったわけでございます。

そういうところで、従来に比べては、法人形態をとっております企業の税負担とそれから個人形態の企業の税負担というものは、法人、個人総合しまして比較した場合の差異というものは相当軽減しておるというふうに考えております。

○亀田得治君 もう一つ大きな違いが出てくるのは、やはり経費のとり方ですね。人件費のことは、いま説明がございましたが、その他の、そういう面はどうですか。一緒ですか。

○説明員(中橋敬次郎君) その点につきましては、制度といたしまして差異はないと思つております。

○亀田得治君 しかし、実際の扱いとしては、やはり相当差が出てくるのじゃないですか。

○説明員(中橋敬次郎君) たとえば、個人形態の企業におきまして、青色申告をやっていたら、

まして、家計とそれから企業というものの経理を分別して、きちんと帳簿を備えて申告していただいております。当然その企業に属します部分については法人形態におきまして、その企業と同じでございまして、それにつきましての経理の問題、これは両者において同じでございます。

○亀田得治君 主として両者の差異の出る点について、大まかな御説明がありました。それについて、両者がなるべく近づけるようにしなければならぬという点も認めておられるわけですね、先ほどのお答えだと。そうですね。

○説明員(中橋敬次郎君) 基本的には仰せのとおりでございますが、ただ、先ほど申しましたように、法人と個人の場合には、留保の部分と配当の部分で違つておるから、いつ配当するかという点によりまして受け取る個人の段階における課税がおくれるという場合がございまして、両者の負担がそういう意味におきましては短期間で見れば違つておる場合がやむを得ず出てくるというところは考えられます。

それからもう一つ、制度的にちよつと申し落としましたけれども、あと事業税の問題がありまして、事業税も、先ほど触れましたような家族給与の問題に関連いたしましてそれが両者の間で違つてくるという問題がございまして、制度的に完全に一致するというためには、冒頭に申し上げましたように、ある種の法人につきましては全く個人と同じように留保、配当の別なく課税するという方法をとりません限りは、ちよつと完全に一致するということは無理でございますけれども、私どももいたしましては、個人類似で、個人企業としておこなふやつておられる所得の高さ、あまり高くないところ、そのような階層の事業者がわざわざ法人形態をとらなくても税負担の間で差がないように、常にそういう方向で検討しておることは事実でございます。

○亀田得治君 原則はわかりましたが、そこで、もう一つ大事な点は、会社経営と個人企業がある場合に、その両者の幅を狭めるために、会社関係

の経理内容について、これを実体を個人と見るような立場でまあいけば不利にその点を計算していく、会社に不利なようにね、そういうことによつて近づけるというふうな意味にとれるのですけれども、そういうことでは、やはり税金をよけいという立場からの観点しか働いてこないわけであつて、そうじゃないんで、やはり個人企業でありまして、経営は近代化し、科学的になつていかなければいかぬのです。会社でなくたって、やはり国としてそういう立場からも経営指導をしていかなければいかぬわけですよ。そうすれば、個人経営というものはちゃんと科学的に経営しておれば会社経営の場合の税負担と似たり寄つたり

の負担で済んでいくんだというふうに、個人経営のほうを会社経営の結論に近づけるようにしてやらなければ、これは私は前向きな姿勢じゃないと思ふんですよ。一緒にする、しなければならぬという原則は了解しておるけれども、しかたが、税金をとにかくとりあえずよけいとりさすればいいんじゃないかと、個人会社だからこんなものは認めるとか認めぬというふうなことでやることは、これは後向きの考え方だと思ふ。みんな、税金対策でありまして、やはり会社にする以上は、会社らしく近代化しようと考えておる。だから、それにやはり個人経営を合わせていく。これが一緒になれば、今度は、その結論としては、急いで会社でないものを会社にする必要はないという考えになつていくわけですね。政府の手間もだいぶ省ける、登記書一つにしたりして。それから先ほど私が最初に指摘したような、実際は会社でないものを会社にしておる、そのために起こる紛糾といったようなことは避けられる。裁判所もそれだけ手間が省ける。これはあなたさういふいろいろな方面に影響があるわけですよ。個人をこつち近づけなければだめですよ。それはどうなんですか。

○説明員(中橋敬次郎君) 私が、ある種の小規模な法人につきまして、個人的な課税をすることに、よりまして法人・個人の税の負担の均衡をはかり得る道があると申ししたのは、いずれが高くな

だきたいと思ひます。

○政府委員(橋本登美三郎君) いま亀田さんがおっしゃるとおり、北朝鮮の技術者の入国問題は、長い間の懸案の一つではあります。ただ、御承知のように、従来、歴代内閣ともに未承認国に対する入国に對しての考え方があつたわけであり、これは當然のことながら、日本の国の利益の上から見て、かつまた、広い意味ではそうであり、狭い意味では日本の政治体制等にもかんがみて、いわゆる内政不干渉という原則、そういう点から事務的に考へるし、また、事務的に処理できないものは政治的に判断してこれを処理する。佐藤総理は、国会においていろいろの機会に申し上げておられますが、日本は平和を愛好する国であり、また、いかなる国とも親善関係を結んでいきたい、一般的に申し上げてそういう原則を持っておられる。ただ、承認国と未承認国との間にその扱い方に異なるを得ない場合がありまして、したがつて、未承認国に對しては先ほど申しましたような国の利益の上から考へて、これが利益である、かような場合においてはケース・バイ・ケースでこれを処理する、こういうような原則を明らかにいたしておられます。

北朝鮮の技術者の問題は、もちろん政治的なものを意圖したものではないのでありますからして、それらが直接に日本の利益に反する行為ではないとも考へられませんが、また、一面、国家生活というものは国際的な国家社会の生活というものがありまして、かような面で、基本的方針として政府は、未承認国に對しては、純粹の意味での経済あるいはスポーツあるいは文化という面についてはそれぞれの場合を考へてそれぞれにケース・バイ・ケースで考へていく、かような方針に立っておりますので、その基本的姿勢に立つて公式に私がさうなことを申し上げたわけであり、ただ、具体的には、今日なお變つてはおりません。したが、具体的に、いわば北朝鮮の技術者はいつどうするんだという御質問があれば、それは目下事務当局において検討中であると申し上げる以外に

は道はない、かように御了承願ひたいのであります。

○亀田得治君 四月二十七日の記者会見で官房長官が言われたことを大体いまお認めになつておられました。そこで、その当時の記者会見の中身をいまちよつと申し上げますが、このとおり間違いないといふことをはっきりとひとつおっしゃつてもらいたい。大体はやつとお認めになつたようですが、北朝鮮からの入国は中共に對すると同様、政府は政經分離の建て前であるが、国家利益にそのものはケース・バイ・ケースで認める方針である。と、そのあとで、北朝鮮訪日技術調査団は特に国家利益に反するものとは認められないので、同調査団の入国は方向としては認めることになろう。残された問題は入国を認める時期だけと思ふ。と、こういうふうに言明されているわけだ。これは間違いないと思ふ。

○政府委員(橋本登美三郎君) その談話は、どの新聞かよくわかりませんが、もしそのようでいいかといへば、間違つております。

まず、第一段階のほうの政經分離のたてまえといふことは、私は言つたはずがありません。中共に關しては政經分離の方針においてこれを処理する、北朝鮮の場合はケース・バイ・ケースにおいてこれを考へていく、こういう点を明らかに従来ともいふ言つておられますから、第一段階のほうは多少誤りがある。その点ははっきり訂正しておきます。もしそういうことであれば、訂正しておきます。

第二の段階のほうですが、これが国家利益に反しない場合、またそれがおそれがない場合、これは当然先ほど申しましたとおりであり、そのう先ほど来から申した方針でこれを検討する方向では、いわゆる国内並びに國際的環境がこれを迎える状態であれば、これはもう當然考へなければならぬ、こゝろの意味で言つたものでありますからして、大体それに近いと御了承願ひたいのでありますが、實際問題としていろいろな問題がありまして、いつどうするかといふこと

はまだその段階に至つておらない、かように御了承を願ひたいと思ひます。

○亀田得治君 そうすると、先ほど読み上げました四月二十七日の新聞に發表された談話の中で、政經分離といふ点は述べておらない、そのほかは大体そのとおりだ、こゝろ理解していいですね。

○政府委員(橋本登美三郎君) 先ほど来申し上げたように、方針としてはさうな考へを持っています。ただ、現実問題として種々の処理すべき問題もあるもので、また考慮されなければならぬ問題もありまして、これをいつどういふときにどうするかといふ問題はまだ決定をしておらない、こゝろ御了承を願ひたいと思ひます。

○亀田得治君 五月十日に官房長官は韓国の在日大使の金大使にお会いになられましたね。そのとおりでね。

○政府委員(橋本登美三郎君) はい。

○亀田得治君 それは、どういふ内容で會つたわけでしょうか。

○政府委員(橋本登美三郎君) これはまあ外交事項でありますからして、内容を具体的に申し上げることもできませんが、一つは、佐藤総理ができたばかり早く韓国を訪問してもらいたい、これはかねての約束であるからといふ話だつた。その他、二の点についての話がありましたが、特にこゝろ内容を申し上げるようなことはございませぬ、こゝろ御了承を願ひます。

○亀田得治君 この日の會談は、こちらからの申し込みで来てもらったのじゃないでしょうか。

○政府委員(橋本登美三郎君) これは私もから特にとつてはありませぬが、かねてからといひますか、しばらく前に金大使が韓国に臨時に歸任するといふのは、正式に大使に任命されてから私のところに来たことがありませんので、前もって連絡がありまして、一度就任後初めてであるから表敬をいたしたい、かような話があり、その後において何日にお伺いしたいから、こゝろこゝろで、特に私のほうから呼んだのではなく、向こうから特別の用件を持つて来たのでもない、表敬で

ある、こゝろ御了承を願ひたいと思ひます。

○亀田得治君 まあその會われるきつかけはさういふことであつたかもしれませぬが、その會談の際に、北朝鮮の貿易技術者の入国問題について話になり、官房長官のほうでは金大使に日本側の立場といふものを相當熱心に説得されたのではないのでしょうか。

○政府委員(橋本登美三郎君) 問題は渉外事項に入りますので、この間の事情はこの際説明することを遠慮させていただきますと思ひます。

○亀田得治君 北朝鮮の貿易技術者の入国問題に觸れたことは、これは間違いないでしよう。

○政府委員(橋本登美三郎君) その問題も話には出ております。しかし、どうしやべつたか、どう向かうのかがあつたかといふ内容の点については御容赦を願ひたいと思ひます。

○亀田得治君 これは「東亜日報」の五月十一日付であります、金大使が本国に伝へてきたとして相當詳細にこのときの内容が出ておるわけであり、こゝろこゝろが新聞に出ておるわけであり、それをわれわれがこゝろこゝろに確かめることができないといふのは、はなはだこれは遺憾だと思ふのですが、その「東亜日報」の五月十一日の記事によりますと、日本政府側は形式的には慎重に処理すると語つたが、以下三つのことについてその指摘があつたと、こゝろ金大使から伝へてきたとつております。

その以下三つのことといふのは、第一は、問題のプラント商談はすでに三年前から進められており、現在まで韓国の政治的圧力のためにおくれてきた、こゝろ金大使が伝へておる、皆さんがおつしやつたとして。

それから二は、技術者の入国は、政治的なことではなく、民間の技術者が機械を買つたためにしばらく来たいといふものである、こゝろこゝろで日本側の考へ方を向こうに説明しておるわけですね。

それから三として、韓国側はそのことをあまりに政治的に重大に考へておるようだ、これは思ひ過ぎじゃないか、こゝろこゝろこゝろ以上三つのこ

とを強調された。

これは、まさに官房長官が四月二十七日の記者会見で発表された考え方を砕いて先方に説得しておろすことがありとわかるわけでありまして、これははなはだわれわれとしては力強く感ずるわけなんです、まあこういうことは大いにやってもらっているわけですね。何も隠してやらう必要がない。もつとはっきり御説明願いたいと思ひます。向こうの新聞では出ておるのですから。どうなんでしょうか。

○政府委員(橋本登美三郎君) いまお説きになった「東亜日報」の内容等については、渉外事項に関する事で、それがそうであつたか否かという事はあるいはそういうことを言つたかどうかということ、これは言明することを控えたいと思ひます。

○亀田得治君 しかし、先方に対して日本側の立場を相当説得的に話をしたということは間違いないのでしよう。

○政府委員(橋本登美三郎君) 最初は大局的な政府の見解を申し述べましたが、その大局的な方針というものは今後もちろん変わりはない。ただ、具体的な問題についてあるいは大使とあるいは外務大臣と渉外的な内容の意味においてどういうことを申し上げたかということは、決してお互いのために有益であるとも考えませんので、私としてはこれを申し上げる自由を持つておらない。したがって、政府のこれら問題に対する対処の考え方のもとに常に努力をしておるといふか、あるいは十分なる慎重なる態度をとつて行動しておるといふことを御理解願えれば、亀田さんの質問の趣旨も大体それで了とせられるのではないかと思ひますので、内容等については特別にこの際発表することはお断しを願ひたいと思ひます。

○亀田得治君 五月十三日に金大使が丁総理の親書を佐藤総理に渡されまして、新聞ではその内容が若干出ておるわけですが、これは官房長官もお立ち合いになられたことと思ひますが、このことについて御説明願へませんか。

○政府委員(橋本登美三郎君) 親書が寄せられたことは承知しておりますが、実はそのときどういふ事情でしたか私立ち会ひませんので、その後もその点は具体的に承知しておりません。かつまた、特に発表すべき性質のものでもありませんので、内容等については十分に承知しておらない、この点をひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○亀田得治君 五月十六日に佐藤総理が張副総理に約一時間ほど会つておられます。また、五月二十六日に丁総理がこちらに來られて佐藤総理にお会いになつております。これらは、官房長官は立ち会ひになつたわけでしょうか。

○政府委員(橋本登美三郎君) 張氏の総理との会談の際は私も同席をいたしております。

○亀田得治君 これはどういふ中身の会談であつたわけでしょうか。

○政府委員(橋本登美三郎君) 張副総理は、日韓の貿易関係の協議会に参りまして、総理に表敬をしたいといふことで、二十分間程度の会談だつたと思つておるわけでございます。

丁國務總理は、これは蔣介石總統の就任式に列席のために参りました際に、歸り道に日本に立ち寄られた。これは十五、六分、飛行機の立つまででありましたから、やはりこれも顔合わせ程度で、特に内容はなかつたように記憶しております。

○亀田得治君 いずれも、主たる目的でなかつたかも知れませんが、北朝鮮の貿易技術者の入國の問題についてはやはり話題になつたのでしよう。

○政府委員(橋本登美三郎君) 丁総理の場合は、北朝鮮の問題は一切話が出ておりません。その他の内容等については、ここで返答ができないといふような意味の語もなく、全く久しぶりに会つて、そうしてお互いに元氣な顔を見て歸りました。

張さんの場合は、これは二、三十分おりましたからして、この因にはその問題も出てはおります。しかし、これは直接担当の大臣でもありませんし、深入りの話はなかつた。しかし、どういふ

程度の話が出たかと申されると、これも外交上の問題でもありますので、総理がどう言つたか、あるいはどう答えたかといふことは、この際申し上げる自由を持つておらない、こゝ御了承願ひたい。

○亀田得治君 丁総理から前に親書がわざわざ來ておるわけですね。その親書は北朝鮮の技術者の問題といふことは、これはもう公知の事実であるわけですが、親書自体を長官はお触れにならぬわけですが、一般にはもうこれははつきりしておることで、わざわざ親書までよこしておきながら、そういう問題に丁総理がお触れにならぬといふことは、これはちよつと常識的には想像できないことなんです、どういふことなんですか。

○政府委員(橋本登美三郎君) 私ども同席しておつた時間の範囲内においてはさういふ話はなかつた。これは事実を申し上げておるのであります。話があれは、あつたけれども答弁をすることはできないと申し上げます。事実なかつたもんですから、これはなかつた、こゝろ申し上げておるのであります。

○亀田得治君 じゃ、官房長官はこの程度にしておきます。

次に、通産大臣に、貿易担当の大臣でありますので、若干一、二点一般的なことをお聞きして、それからこの問題をお聞きしたいと思ひます。

北朝鮮を含めて、国交未回復の国であらうが、共産圏いずれの国とも貿易量をふやしていくと、こゝろいうことは通産行政としてははつきり肯定的に考えておられること、これはあたりまえのことですが、はつきりひとつお考えを聞いておきたい。

○國務大臣(三木武夫君) そのとおりに考えております。

○亀田得治君 北朝鮮と韓国ですね、将来、貿易という面だけから考えて、いわゆる政治的な障害といふものがどちらにも平等になつてしまつたといふような場合に、どちらのほうが日本との間の貿易量がふえるといふふうにお考えでしょうか。

○國務大臣(三木武夫君) ちよつとその仮定は非常にむずかしい。国際関係で何年も真実管のような状態はありませんから、いろんな関係がありますから、そういう一切の過去の経緯を捨てて真実管の中でのことを考えるといふその仮定は、ちよつと私は無理なように思ひます。したがつて、そういう状態といふものはやはりなかなか考えられにくい。それは、すでに日韓の關係がいろんな協定があるわけですから、全然除いてといつても、實際問題として貿易といふ具体的な問題を考えて場合には、ちよつとそういう問題についてはどちらとも、しかも数量的にそれを考えることは私は困難であると思ひます、経緯がありますから。

○亀田得治君 韓国と北朝鮮の現在の貿易量はどつちが上つておられますか。日本との間になしに、韓国、北朝鮮自体の外国貿易量は。北朝鮮はるかに多いのでしよう。

○説明員(原田明君) そのように存じております。ただし、正確な数字はまだはつきりわかつておりませんが、北朝鮮自体の貿易の数字と韓国がとつておりますポテンシャルの数字を比べることはやはり相当困難があるのではないかと思ひます。

○亀田得治君 まあ一応世間に出ておる数字としては、はるかに韓国よりも貿易量が大いわけですね。そうして、その中身を検討すれば、当然私はそれにマッチしておると思ひます。だから、数字の比較ですから、必ずしも同じ基準でとられておらない点もあるかと思ひますが、大まかに見て私はお聞きしてゐるわけです。

そこで、北朝鮮の國際貿易促進は、日本との間の政治的な關係といふものが平常になれば——通産大臣も完全に平常化といふようなことは考えられぬといふようなことを言つておりましたが、それはまあまあいい、取引、貿易といふ面から見れば、全朝鮮貿易の二〇%ぐらいはやれるんじゃないか、全朝鮮貿易の二〇%ぐらいはやれるんじゃないか、とこゝろいふことをもちろんこれは概算

でしょうが言っておりますが、通産当局はそういうことはどういふふうにお考えになりますか。

○説明員(原田明君) 北朝鮮は、韓国のすぐ北側にある日本の隣国でありまして、人口その他もかなりございますし、また生産もある程度上がっておりますように聞いております。そういう意味で、先ほど大臣のおっしゃいましたような真空中状態みたいな状態にもなったということになりますと、かなりのポテンシャルはあるかと思ひます。ただ、共産圏の諸国では、どの国との貿易がシェアが二〇%になるか一〇%になるかという点ではなかなか予測しがたい点でございますので、二〇%になりそうであるというふうな数字に数字的にはつきり申し上げることはたいへん困難かと存じております。

○亀田得治君 まあきょうはそういうことが主体でありませんので、この程度にしておきますが、通産大臣は、ことしの二月十九日の衆議院の予算委員会、石野代議士の質問に答えて、北朝鮮貿易についても輸出銀行の利用といったようなことをできるだけ前向きで考えたい、まあすぐ実行するとは申されませんが、そういう趣旨のことをお答えになっておりますが、延べ払い等の問題もあるわけですが、その辺の問題についての考え方を簡単に聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) 中共にもやはり輸銀を使った延べ払いをやった歴史もあるわけです。したがって、共産圏に輸銀を使った延べ払いを絶対にやらぬというふうな理屈は成り立たぬと思つております。したがって、そういうケースが起つてきたときに、いろいろなことを勘案して自主的な判断を政府が下すべきであつて、初めからだめだと、こういう断定は私はそれは理屈に合わない。そのときで政府がいろいろな要素を頭に入れて自主的な判断を加えてしかるべきだ、こういう考え方は変わっておりません。

○亀田得治君 いよいよ本件に入りますが、通産大臣はかねてこの問題については非常な積極的な姿勢をとっておられるわけですが、五月十二日に

金大使にこの問題でお会いになつたのでしょうか。

○国務大臣(三木武夫君) 金大使が見えまして、一つは、私に韓国へ来てほしいという招待でございます。一つは、北朝鮮貿易に触れたお話があつたことは事実でございます。

○亀田得治君 その際、金大使は、日本が人国を許可するような場合には、問題となる会社はもろろ、関係の銀行、背後の系列財閥に対してまで韓国との取引を一切拒否する方針である、こういうことをお伝えになつたようでありましたが、間違ひございませんか。

○国務大臣(三木武夫君) 会議の内容を一つこうだあだといふことは申し上げられませんが、その会議——私自身はこういう考えを持っております。あんまり日本の貿易について韓国があれはいかぬこれはいかぬと言ふようなことは好ましくないと私は思つてゐる。したがって、やはり、金大使との会議にも、私自身はこの問題について深入つた話をしなかつた。一々、あれはいかぬ、これはいかぬ、そう言うことはよくないと私は思つておりますので、この問題が大きな話し合いの中心題目とならなかつた、私との会議では、これは事実であります。したがって、この問題でいろいろ私と話し合つて、意見が一致したり、あるいはなにに、そういうふうな会議ではなかつたので、私との会議は。

○亀田得治君 それほどこの問題についてのまっ正面から取り組んだ会議ではなかつたかもしれませんが、しかし、事非常に政治問題化している問題でございますから、話題になれば、当然こちら側の立場というものも説得してもらわなければいかぬわけでありまして、そういう点は、おそれなく、三木さんのことですから、ぬかりなくやつておられると思ひますが、その点はどうだったのでしょうか。

○国務大臣(三木武夫君) 私は私としての意見を述べたことは事実であります。しかし、いま言つたように、この問題が私との会見の非常に主たるものではなかつたのです、私自身がこの問題に

対して最初言つたような考えを持っておりますから。そう深入つた話は向こうもそうなかつたわけでありまして、これは非常にことばのやりとりがあつたというものではないわけでありまして。しかし、私は、私の考えておることは、これは金さんに限らず、だれの場合でも言つておくことがいふところ、いつも、それは金大使に限らず、あらゆる場合に私の考えは申し述べておるわけでございます。

○亀田得治君 外務大臣にちよつと次にお尋ねします。

外務大臣は、五月の十日に院内の大臣室で社会党の山本国際局長と本件につきまして会議をされたはずであります。間違ひございませんか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 間違ひございません。たしか五月十日であつたかどうか、日にちはつきりいたしません。が、お約束をして院内で会いましたことは間違ひございません。

○亀田得治君 五月十日とそれから五月十七日と二回あります。二回といふことは御存じです。あとの場合は、山本国際局長と、横山代議士、それから石野代議士……。

○国務大臣(椎名悦三郎君) そうです、二回です。○亀田得治君 その最初の会議につきましてはお聞きしたいのですが、ちよつと通産大臣にもその分だけ関係がありますので、その分が済んだら通産大臣退席されてけつこうです。この際はそういう会議であつたわけでしょうか、御説明願ひたいと思ひます。北朝鮮の技術者の入国問題について、もちろん早く処理をしてほしいという趣旨で山本国際局長があなたにお会いになつておるわけですが、どういふ結果にこれはなりましたでしょうか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) まあ二人でございましてから、きわめて懇話的な話し合いであつて、これは大平前大臣以来の懸案であつて、これこれしかじかの経過を経ておるというよりなことを詳しく聞いたように思ひます。でありますから、で

きるだけ早くこれをケリをつけてほしいという趣旨であつたと思ひます。

○亀田得治君 それに対して外務大臣はもうちよつと待つてくれという意味のことを言われ、山本国際局長のほうは、それはもうずいぶん待つたんだ、もうちよつとというのは一体いつのことかといふふうな大臣に言われたところ、大臣のほうでは、何か経済協力に關する話し合いが日韓の間で——経済協力のまあ実行面の話し合いでしよう、その話し合いがまとまると処理しやすいので、そういうふうなお話があり、ところが、山本国際局長は、それは一体いつごろにそういう決着がつくのかと言つたら、一カ月半か二カ月くらいというふうなことを言われ、それじゃまたいままでと同じことで延び延びになるんだといふことで、山本国際局長がだいたいそこで激怒されたといふふうなわれわれ報告を聞いておる。その際に、三木通産大臣が助言をされて、それは山本君の言うほうが筋が通つておるじゃないかといふふうにとりなされて、(笑)その結果、外務大臣も態度をまた改められて、それじゃもうちよつと考えさせてくれ、これはほんとうのちよつとやといふような意味で、それじゃまた近いうちに会いましょう、というふうになつて第一回の会合といふものは終つておる。そのとおりでしょう。ほくらこれは非常に大事な問題ですから、ちゃんとその当時会談の直後報告を受けてメモをしておるんですから、間違ひないと思ひますが、どうでしょう。

○国務大臣(椎名悦三郎君) それは、三木通産大臣がそばにおられたかどうか、私も記憶がしつかりませんが、通産大臣が記憶しておられるか、それはまあどつちでもいいが……。

○亀田得治君 いや、それは大事な問題だ、あなた証人だから。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 激怒したかどうかは私は一向感じませんでしたが、とにかくまあ大体いまいお話しのような筋だつたと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) 激怒したというより、

非常になどやかな会談でありました。激怒という
ような場面は——私も二人の会談の中に入ったわ
けではないので、たまたま二人のやりとりの中に
居合わせたということで、そうして山本君の言う
ことは筋道は通つておるといふやうな助言をい
たしたことはないで、二人の話し合つておるの
とたいぶ離れておりましたが、全体の雰囲気は
そう激怒という場面ではなかった。しかし、そ
のときは、外務大臣も、もうこれはほんとうに検
討してみましようというやうな答へをして、何か
けんか別れたというやうなことではなかった。そ
うではなしに……

○龜田得治君 結末はちゃんとしておる……。

○国務大臣(三木武夫君) そういうことであつた
と記憶しております。

○龜田得治君 そりすると、われわれのメモが大
体合つておる。

そこで、十七日に、やはり院内の大臣室で、山
本、石野、横山三代議士が外務大臣に先ほどの話
の続きとしてお会いになつた。これは外務大臣と
だけ合つたやうです。いろいろ話のやりとりが
ございまして、外務大臣のほうでは、それじゃわ
るかつた。事務的に具体的な名前です、リスト
を北朝鮮から申請しておるほうは取り寄せる。
それもけつこうだ。それが来たら政府に正式に
出す。出されたらそれはひとつ受けて立ちま
しょう。こういうふうにそのときの話の結末は
なつたやうであります、これは間違ひござい
せんか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) まだ事務的に申請書
を出しておらないですから、もういよいよそれ
じゃ出すと、こういうお話でございました。それ
で、それは提出のことは了承いたしました。

○龜田得治君 まあ普通は、前向きで考えておら
なければ、提出自体を待つてくれといふのが通常の
慣習でありまして、提出自体を御了承願つたとい
うことであれば、大体まあその辺の意味というもの
はわれわれとしても理解できるわけでありす。

それに関連して法務大臣にお聞きしたいんです

が、外務大臣がお急ぎでありますから、ちよつ
と法務大臣の關係はあとにいたしまして、さらに
外務大臣に若干お聞きいたします。それは、金大
使が日本の業者に直接働きかけをして、そうして
北朝鮮との懸案になつておる取引を断念させよう
と、こういうことを公然とやつておるわけでは
ない。外務大臣はお聞きですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 北朝鮮と取引する商社
とは韓国としては取引をしないという方針である
といふことを明らかにしたといふことを聞いてお
ります。どういふう、あ、そしてどういふ表現を
使つたか私は存じませんが、とにかくそういう趣
旨のことは耳にしております。

○龜田得治君 それは、方針を私は聞いてゐるの
じやなしに、そういう方針に基づいて具体的に日
本の業者に對して金大使が會つて、そうしてこう
いう取引を中止させるやうにしてくれと、こうい
う働きかけをあれこれにやつておるわけですね。私
はこれは外交官として異例な活動だと思ふ。公的
には異例な活動、私的にはこれはもう營業の妨害
です。だから、こまかい一つ一つの問題をさら
に私追及したいと思つておるが、一体大使と
してこのような活動をやつておることを放置して
おいてこれはいいのですか。向こうさんのやるこ
とだから勝手だ、こういう見解になるのでしよ
うか。私は、今後の日本の外交といふことを考え
ますと、いかなる国の大使がそのようなことをや
りまして、これは相当重大な問題だと考えてお
る。朝鮮だからいい、アメリカだからいいとい
ふのじや絶対に私はないと思ふ。どういふふう
に考えようか。大臣も個々的なことは聞いてお
られると思ふんです。

○国務大臣(椎名悦三郎君) とにかく、一般
な、特におまえのところはけしからぬとかそ
ういふことじやなしに、北朝鮮と取引する商社とは韓国
は取引をしない、こういう方針であるからその
点を考えてくれといふ程度のことならば、どうい
う口調でしゃべつたのかしりませんけれども、元
來取引の自由といふ範疇を逸脱するものではない

のではないかと、こう考えますが、それ以上の干
渉がましい事柄がもしあつたとすれば、その点は
やはりできるだけ控えてもらいたい、こう私は
思ふのでございまして、事務当局から注意を喚起
しておいたのであります。

○龜田得治君 この当事者の一人である東工物産
から、外務省のアジア局ですか、こちらのほうに
本件について話し込んで、ぜひこういうことはや
めてもらふやうにといふ注意をするやうに要請を
したやうです。で、外務省のほうとしても、それ
はもつともだといふ考えで大使館側に当たつたや
うであります。いま外務大臣も何か注意をしたと
いふ意味のことを言われたのがそれかと思ひます
が、その間の事情をもう少し明確にお答え願いた
いと思ひます。外務大臣としては、こんなことは
もういいんだといふふうにはどうも考えておられ
ぬやうですが、考えていないからこそ外務省の人
が大使館側に注意をされたのだと思ひます。だれ
が一体注意に行かれたのですか。

○政府委員(小川平四郎君) 東工物産の話がござ
いましたので、主管であります北東アジア課長が
大使館の書記官と面會いたしました。誤解を招く
やうな行動は差し控えてもらいたいといふことを
申し上げたのであります。

○龜田得治君 大使館の何という人ですか、書記
官というの。

○政府委員(小川平四郎君) 大使館の書記官でござ
います、ただいま名前を失念してあります。

○龜田得治君 皆さんが平素外交交渉等で会われ
るやうなクラスの人と違ふんでしようか。名前を
忘れてしまふやうな人に會つてそんなことを言
つた、なんにもならぬぢやないですか。どうな
んですか。

○政府委員(小川平四郎君) 常時折衝してありま
す相手でございます、呉書記官でございます。

○龜田得治君 もう少し具体的にその間の事情を
説明してください。いまのお答へは非常にかい
つまん簡単なことなんです。

○政府委員(小川平四郎君) 外國の大使館との折

衝でございまして、詳しく申し上げることは差
し控えたいと思ひますが、趣旨は、ただいま申し
上げますやうな、誤解のあるやうな行動は差し控
えてもらいたいといふことでございまして。

○龜田得治君 先方の回答はどういうことでは
ないか。

○政府委員(小川平四郎君) 承つておくというこ
とでございまして。

○龜田得治君 承つておくといふのでは、これは
依然として続けるという意味にもとれるし、これ
は一体五月何日に行かれたわけですか。

○政府委員(小川平四郎君) ただいますぐ調べま
して御返事いたします。

○龜田得治君 アジア局長の手元には、そういう
注意をしに大使館に行く以上は、具体的な資料と
いふものを東工物産からもらつて行つたわけ
しよ。その点はどうなんですか。

○政府委員(小川平四郎君) 資料の提出はござい
ません、一般的な話として北東アジア課長のと
ころへ参りまして、資料はございませぬけれど
も、あまり誤解を招くやうな行動があつては困る
といふ趣旨で話したわけでございます。

○龜田得治君 そりすると、金大使が何月の何日
にはこういうことをした、何日にはこういうこと
をしたといふやうなことの指摘はしないで、抽
象的な言い方しかしておらぬわけですか。

○政府委員(小川平四郎君) 具体的な話は何
つておりません。

○龜田得治君 それでは、向こうのほうも抽象的
に答へるしかこれはないわけでは、いやしくも
あなたのほうで東工物産の陳情を受けて、そ
うだと思つて行く以上は、具体的なものを一、二
はりつかんで行かなければ、それはほんとうの注
意にはなりませんわね。だから、私はそういう意
味で若干ここで明らかにしますから、私の明らか
にしたことがあなたのほうで調べても事実だとい
うことになつたら、あらためて韓國大使館に今度
は具体的に注意されますか、どうですか。

○政府委員(小川平四郎君) 具体的な話を承つ

てから御返事いたしたいと思ひます。

○龜田得治君 抽象的な陳情ですら行つておりながら、具体的に問題を出されてくれば、これは当然行くべき筋合いのものだ。それは一応話を聞いてからというよりも、慎重を期する意味でよろしいかも知れぬが、しかし、おかしいですよ。普通は、われわれにしたつて、どこかに行つてくれと言われれば、そんな抽象的なことで使に行けるわけではないわけであらう。当然その際に東工物産に聞いたらいわけでしょう。そうすれば、具体的なものが出てくる。非常に適切な折衝ということになるわけだ。

で、外務大臣、時間を私守りますが、どうですか。これが新聞にも出、業界でもいろいろなことが言われております。行き過ぎた干渉というふうなことがあつた節は、これはアジア局だけにまかして置くのじゃなしに、そういうときこそ外務大臣が、日本の外交の自主性という立場から、よけいなことをするなという注意を堂々と私は呼びつけてすべきものだと思ふ。その点についての外務大臣の考え方を聞いておきたい、最後に。

○國務大臣(推名悦三郎君) 元來、取引はこれは自由が原則でございます。それで北と南と比較しても北と取引するならば南の取引はあきらめろというふうなことを言われて、その場合に自分の利益の点からどつちを選ぶかというふうなことに結局歸着するものと私は考えます。それに対して日本政府が介入するという立場にないと思ひます。ただ、あまり立ち入つて、これに外国の大使が取引の細部まで立ち入つていろいろ干渉するということとはどうも配當でない、こういう意味で注意を喚起しておるものと、こういうふうに了解いたしております。これを外国の大使が強制するといふような別に法律上の権限を持つておるわけでも何でもありません。ただ、北と取引をするなら南はごめんこうむると、こういうことをまあも言つたとすればこれをどつちを日本の業者が選ぶかといふだけの話だと、私は大筋はそれに尽きるのではないかと、こう考へております。

○龜田得治君 北と取引すれば南の取引はやら

さぬと、そういう問題だけじゃないんです。外務大臣ね、そういう問題だけじゃないんです。言ひ方は相手によつていろいろあるわけなんです。ある場合には大使館に呼びつける、関係者を、影響力のあると思う人を、まあ出て行くほうも出て行くほうだと私は思ひますがね。それはいろいろなことがつながつておるからでしょう。だから、それには、あなた一つだけのことを私が例としてあげたものをそれだけを言われませんが、いろいろなケースがあるわけなんです。アジア局長に残つてもらつてその点を私が具体的に指摘しておきますから、これは検討してほしい。ほんとう、前例になりますよ。日本の北朝鮮に対する技術者の問題については一つの方向が出てゐるわけですからね。公の立場からいへば、その方針に対するこれは干渉なんですよ。単なる商売の問題だけじゃないんです。公的にはこれは外交方針に対する干渉ですよ。明らかに世間はそう見ておる。世間は、なんだ、日本政府はおかしいやつて。それから個人的には、これは明らかなあなな営業妨害ですよ。私がいろいろいろいろ指摘します。だから、自由な選択じゃないでしよ。脅迫ですな。場合によつては、刑法でいへば威力業務妨害、そういうことを使うと非常にとつびなやうですけれども、法律的に構成していけばそういうことにもなりましますよ。そういうことを大使があなた堂々とやつてゐるんですよ、特権をかさに着て。まあ約束の時間でありまします、外務大臣にその点のひとつ検討を要求しておきます。

アジア局長、ちよつとメモしておいてください。五月十六日に、石川島播磨の首脳部に対して金大使から電話をして、そうして呉造船の――まあ今度のアクリル・プラントは、呉造船と東邦ベスロンと日本技術輸出株式会社、これが製造会社として三社が関係があるわけですね。東工物産は輸出商社になるわけですが、この呉造船の親会社に当たるのが石川島播磨ですね。その親会社のほうに、

呉造船に中止するようにしてくれえという電話をやつてゐるわけなんです。これは、韓国の取引の停止とか、そんなことじゃない。親会社の威力を利用してゐるんです。それから五月二十日には、東芝の土光社長を――これは前の石川島播磨の社長です。金大使が大使館に呼んで、そうして直接土光社長にかつての子会社である呉造船に話をしてくれえと、こういうことをやつておる。

それから五月二十日、同じ日に、東京銀行の原頭取――前の大蔵官僚、これを大使館に呼んで、金大使から、輸出商社である東工物産の取引中止を働きかけてくれと、こういうことを要望してあります。聞くとところによると、東京銀行は東工物産の取引銀行であり、現在ソウルに支店を設置するといふ問題が起きておるわけなんです。そういうふうな関係といふものを背景にして東銀の頭取を使つておるわけですね。

それからさらに五月十一日、金大使が足立日商會頭に會つて、同じような努力を要請してあります。それから五月十二日に、同じく金大使が植村経団連副会長に會つて、同じ要請をしてあります。植村さんから東工物産の社長に実際に話もあつたやうであります。それからまた、さつき申し上げた東京銀行の原頭取からの話も、東工物産にあつたやうであります。

それから東邦ベスロンに対しては、親会社の東邦レーヨンを使つて同じやうな工作を、東邦レーヨンに対する圧力をかけて、そうして東邦ベスロンにあきらめさせようといふふうなこともやつてあります。

この一番最後のやつは具体的な日時なりどこを通過してという点はちよつと控えておきますが、こういうわけでは非常に具体的な動きを大使みずからがやつてゐるわけなんです。これは、あなた、北と取引したら南はやらぬぞといふやうなことは、韓国の方針がそれならそれとしてちゃんと発表だけしておけばいいのでね。いやしくもいま私

が指摘したようなことを具体的にみずから先頭に立つてやるなんというやうなことは、もつてのほかですよ。しかも、日本の外交方針と矛盾しておるでしよ。そうして、個人的には営業を妨害するといふ関係になるのでしよ。これは具体的にあなたのはうで役所に來てもらつてお聞きになれば、みんなわかりましますよ。よろしいな。調査の結果を報告してください。

○政府委員(小川平四郎君) 調査いたします。○龜田得治君 それじゃ、最後に、たいへんお待ちたせいたしました、法務大臣に若干お聞きします。

本件については、法務省としては、ことに石井さんとしては、だいたい前からいいじゃないかといふふうに言われておるが、今日までこのやうな未解決の状態にあるわけですが、しかし、政府の方針は別に変つておるわけじゃない。韓国側の妨害等があつたりしたために若干時日的に延びておるといふ程度に私たちは考へてあります。いづれにいたしましても、近く北朝鮮側からのリスト、来る人の名前といふものがこちらへ届くやうになつておることをわれわれは聞いております。それが来れば外務大臣も手続自体は受けて立ちまします、こう言つておるわけでありまして、直接手続をするのは法務大臣のほうになるわけでありまして、そういうものが来れば、直ちにそのやうな手続をとることに当然なうと思ひますが、法務大臣の從來からの考へ等もあわせてこの際ひとつ承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(石井光次郎君) 政府の方針と私どもの方針は同じわけでございますが、これは前から申し上げておることでございます。さつき橋本君が申し上げたとおりのことを考へております。で、これが具体的に問題になりますと、一個一個の場合、ケース・バイ・ケースといふことでぶつかるわけでございます。これが出てまいりまして――正式には出てきていないわけではあります、お話のやうに長い間問題になりまして前からの問題だといふこと

も聞いておりました、いろいろな事情で延び延びになつておりました、片づけ得るものなら片づけたらいいというふうなことはだれでも考えているところだと思ひます。しかし、事情がいろいろあることは当然でございますし、この省は承知したけれども、この省が承知せんとかいうふうなことで、自分のところはいけれどもほかの省がいかにぬからというふうなことでなくて、これは政府全体として考えなくならぬ問題でございますから、私も、書類が出ましたらば、これを政府全体の問題として関係の各省と打ち合わせをいたしまして、そうして処理するという段階になつておきます。当面出てきましたら、それをどう処理するかということになるわけでございます。私は、それを許すか許さぬかという問題は、出た書面に対して各省と相談いたしました結果、いつも申すことでございますが、慎重に処理する、慎重は長いものでありますが、私もそういうことを使つて恐縮しておるわけでありますが、出てまいりましたら、ほつたらかさないうでよく相談いたします。

五月のうちに、一度、朝、金大使が法務省にたずねて見えて、会いました。

主性という立場から見ても重大だと考えております。そこで、外務省にも調査方を依頼したわけですが、外務省のほうでは調べてみよう、こう言つておりますが、できませんればそれらの関係者を若干でもいいですから呼んでいただいて、いかなる妨害行為の働きかけがあったのか、そういう点を委員会としてひとつ明らかにしてほしいと思ひます。いろいろ関係者があるわけですが、代表的に東工物産の社長がまず一番適當ではなかりかと考えております。この点もひとつ理事会等で、御検討をお願いいたします。

その第一は、昭和二十五年の改正のときに、問題になつておる株式の譲渡の制限を全部撤廃した。私の見解では、これははなはだまずい改正だといふように確信しておるわけであります。なぜそういうことになつたのか、法改正をした直後から批判が出るようなことを関係者が寄つていかに占領下とはいへおかしではないかという点に大きな疑問があるわけなんです。局長のほうで調べてみると言われておりましたが、調べて、まだ調べがついておらぬということならいたし方ありませんが、どういうことだったのか、御説明願ふたら幸いだと思います。

○龜田得治君 前のほうを向いておる姿勢でしようね。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 次は、再び商法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○委員長(和泉覺君) 次に、再び商法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○國務大臣(石井光次郎君) 日は忘れましたが、

○委員長(和泉覺君) 速記をつけて。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

か、理論的に株式なるものは本来譲渡性を有するものであるという考えを突き詰めてまいりますれば、現行法のようにその譲渡を制限すべきものじゃなくて、全く自由にすべきであるということも一応の理屈も成り立つということになるわけであります。まあそういう事情から譲渡制限の撤廃ということになったものと考えられるわけであり

しかし、亀田委員も仰せのように、こういう措置をとりましたことが国の株式会社の事情にはたして合っていたかどうかというところは、確かに疑問であつたわけでございます。改正いたしました間もなく再度株式の譲渡制限をすべきであるという意見が台頭してまいりましたのも、そういう事情を反映しておるものにほかならないわけでありまして、わが国の株式会社の事情に即しますように、ある程度の株式の譲渡制限をする必要があるということで今回の改正案ということになったわけでございます。

○亀田得治君 二十五年当時、友対意見というのは関係者から全然なかつたわけですか。当時は、法制審議会のようなのを通ずるというようなことは全然なかつたのですか。あつたでしょう。

○政府委員(新谷正夫君) 法制審議会は、これは戦前からございまして、二十五年の商法の改正のときにも法制審議会の審議は経たわけでございます。もちろん、従来の商法におきまして株式の譲渡制限の定めができるようになっておりまして、その際にもこの点については十分論議はされたかと思つてございますが、当時の一般的な情勢が先ほど申し上げましたような状況にございまして、むしろ株式の民主化という線に沿つていくには譲渡制限の定めはしないほうがよろしかろう、こういうことになったと了解いたしておるわけでございます。

○亀田得治君 法制審議会等集まつてゐる専門家が、単なるそういう理論倒れで、現実を無視して立法に走るといふようなことでは、はなはだ心

もとないですね。その当時八割までが株式の譲渡制限をしてゐるものについて、ただ民主化というような一片の立場で押し切つていくというふうなことは、何としてもこれは腑に落ちないわけですね。そういう点について反対の態度をとつたつて、別に占領軍との関係はないわけでしょう、こんな商法の問題ですから。それがそうなるておらないというの、はなはだおかしいわけでしょう。法制審議会の記録では、これは全会一致ですか。

○政府委員(新谷正夫君) 二十五年の商法の改正は、株式会社法全般にわたつてございまして、御承知のように株式会社の本格的な改正が行なわれたわけでございます。したがつて、すべての項目にわたつて完全に意見が一致したということには必ずしも言えないだらうと思つてございまして、法制審議会の過程におきましてもいろいろの意見が出ておることは間違いないと思つてござい

ます。ただ理屈一点ばかりで法律の改正を行なうのは適當でないというの、御意見どおりでございます。ことに商法の場合におきましては、経済界の事情に即しますような商法の改正というものの行なわれなければならぬことは当然でございます。ほかの法律におきましても同様のことが言えるわけでありまして、特に商法の場合におきましては、経済界の事態に即するように、單なる理論のみの問題ではなくて、そういう面を十分考慮に入れて改正が行なわれるべきものであると考へます。お説のように、単に理論のみに走つて改正を考へるといふことは、私どももいたしまして十分留意してまいる必要があるというふうに考へておるわけでありまして。

○亀田得治君 その点、法制審議会の記録をちよつと調べてみて下さい、これは委員会外でけつこうですから。一人も反対者がなく全会一致でその部分が通つておるといふようなことだつたら、これはちよつと、法制審議会を通つてきたからというて安心するわけにいかない、そういう気がするわけですね。これから刑法なりいろいろた

さんあるわけですね、参考までに調べてみて下さい、お願いしておきます。

それから次に移りますが、「会社関係民事訴訟事件の種類別件数調査」という資料をここにいた

だきました。昭和四十年年度をとりまして、新受で、全国で株主總會決議無効取消というのが百五十九件と、こうなつております。この中身はわからぬでしょう。

○政府委員(新谷正夫君) 前回の御質疑のときに御要望がございましたので、私どものほうで最高裁判所に依頼いたしまして件数がどういふふうになつておるかというのを調べていただいたのが、いま亀田委員のお読み上げになりました数字でございます。最高裁判所のほうにおきましてもその内容を一々区分してないようでございます。ただ、株主總會決議無効取消の件数が幾ら、あるいは株券に関するものが幾ら、株式名義の書換に關するものが幾らという統計がないようでございます。内容につきましてもどのようなものであつたかということ、遺憾ながらこまかく分類することはできません。件数だけをとりあへず最高裁判所のほうからいたしましてお手元に差し上げたような次第でございます。

○亀田得治君 これは、たとえば總會を開いておらないのに總會を開いたとして議事録ができておるといったようなものが多いんじゃないかと思ひますが、そういう大まかな区別もわからないでしょう。

ら推定して、どの程度こういう株主總會の決議がだめだといふふうな争いというものがあるか、そういうふうなことは考へてみたことはあります。

○政府委員(新谷正夫君) これは、訴訟になる争訟事件と、訴訟に至らない紛争事件というものを常にわれわれの頭には考へてはみるわけでございますけれども、訴訟事件として具体的にあらわれ

ました数字から逆に実質的な紛争事件がどのくらいあるかということ推定することは、非常にこれは困難な事情でございます。ちよつと株式会社の株主總會の運営に關連してこつた争いがどのくらいあるかということ、はつきりつかみがたいと申し上げるはかないわけでございます。

○亀田得治君 まあ法案が通つたあとでもいいですが、この四十年年度の百五十九件に限つて、大まかでもいいですが、傾向がわかるようなことを参考にとつて一べん整理してみたいと思ひます。で、私の申し上げるのは、まあ四十年年度にあることは三十九年度、三十八年度にもあるわけだとして、また今年もあり、来年もあるわけだとして、そうすると、そのような無用な紛争を防止するにはどこどこだといふことがやっぱり実証的に明らかになつてくるわけですね。私も中小企業関係の法の整備というものを非常に関心を持つておるわけですから、本来は自分自身がもつと具体的な案を持つて言わなきゃならぬわけですが、そういうことひとつ参考にもしていきたいと思います。で、できますれば中身をですね、ずつと關係案などを当てはめてもらいますと、実態をつかむのに便宜だと思ひますので、これもひとつ要請しておきます。

それからもう一ついただきました資料は、「公募手数料の実例」というのでありますが、これを見ますと、発行価額に応じて一株当たりの手数料がずつと高くなつておるようですね。したがつて、何か慣行的といひますか、基準等が、業界として設けられてゐるのかどうか、その辺のところ

はどうしてこうなっているのか、もしわかつておればお答え願いたいと思います。

○政府委員(新谷正夫君) 新株を発行いたします場合の公募手数料の額でございますが、発行価額に應じましてその手数料の額も変わっておるわけでありまして、これは、先般御要求がございましたので、大蔵省のほうに照会してございまして、各証券会社から大蔵大臣に届け出がございましたもののなかのまあ一部でございまして、参考になるものを出していただいたということで、これだけ資料をいただいたわけでございます。したがって、この発行価額と手数料の関係がどういふふうになっているかということはおそらくつかめないわけでございますが、業界に何かそういう申し合わせとかないかというものがあつた場合には承知していただいております。大体のほかの例から考えて、また、証券会社の立場といたしましても、ほかの場合にこうであつたからこの場合は幾らが相当であるというふうにおそらく個々の案件ごとに双方の話し合いによりまして手数料の額がきまつておるだらうというふうに考えられるわけでありまして、一定の申し合わせとか基準とかいふものは承知いたしております。

○亀田得治君 買取引受という、結局はまあ資金の調達ですわね。その世話をするということになるわけですが、普通、金の世話をすれば、それに対する謝礼というものは幾らというふうなものがありますね。何かそういうものがやはりこの際にも基準になるというふうな準用されてこういうものがきまつておるのでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 新株発行の場合におきます手数料につきましては、根拠法も別にございませぬし、単なる業界の事実上の取りきめによつて行なわれておるといふふうに理解をいたしているわけでございます。

○亀田得治君 証券会社がお客さんからの委託により株の売買をやる、その場合の手数料、あれは何によつてきまつているのですか。あれは何か根拠規定があるはずですね。

○政府委員(新谷正夫君) 証券取引法の百三十一条に委託手数料の徴収に関する規定がございまして、これに基づいて手数料の額がきまつておるものと考えられます。

○亀田得治君 いま御指摘の条文に基づいてもう少しこまかい規定があるものでしょう。一番最後のところまでちょっと説明してください。

○政府委員(新谷正夫君) 証券取引法の第百三十一条には、次のように規定してございまして。すなわち、「会員は、有価証券市場における売買取引の受託について、委託者から証券取引所の定める委託手数料を徴しなければならぬ」と、こうございまして、証券取引所におきましてこの手数料の額を定めておるわけでございます。

○亀田得治君 証券取引所を自由にきめるということじゃおそろくないでしよう。大蔵省あたりで何か基準を設けているんじゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) 特段に証券取引所におきまして委託手数料を定めるにつきまして大蔵大臣が関与するといふような規定はないようでございますので、証券取引所におきまして合理的な額を定めておるものと考えられます。

○亀田得治君 実際には、東京なり大阪なり、同一ですか、取引所によつて違つていますか。

○政府委員(新谷正夫君) さらにこまかく申し上げますと、百三十条にこういふ規定がございまして、ただいまの委託手数料につきまして、その他の事項とともに、受託契約準則というものを証券取引所が定めることになっております。その細目の中に「委託手数料の料率及び徴収の方法」というのがございまして、これに基づいて委託手数料が定められておるようでございます。

○亀田得治君 その受託契約準則というのは、大蔵省の監督には服していないのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 同じく証券取引法の百五十六条に、定款、規則、取引慣行の変更命令というのがございまして、これによりまして、「大蔵大臣は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の慣行について、証券

取引所に対し通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し有価証券市場における売買取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要且つ適當であると認める変更その他の処分を命ずることができ」という規定がございまして、この規定に基づいて、受託契約準則に定められました委託手数料が適當でないということになります。大蔵大臣から変更命令を発することでもきようかと思つておられます。

○亀田得治君 それがはなはだしく高過ぎるという場合は指示ができるわけですね。それで、実際は何%ぐらいになっていきますか。

○政府委員(新谷正夫君) 詳細はわかりかねますが、大体百円について二円前後ではあるまいかと思われまして、正確なことはちよつとわかりかねます。

○亀田得治君 そうすると、公募手数料のほうがいふ高いわけですね。だいたい違ふ。それで均衡がとれるのかしら。公募手数料はそういう監督に服していないのでしよう。だから、どうしてもこゝろ高くなつておる。監督に服しておるほうは低い。だいたい違ひますね、百円に対して二円とでは。小野田セメントの例をとつてみますと、六十

三元に対して三元ですから、非常に高いわけですね。だから、こういうところは何かもう少し検討する必要があるように思ひますがね。どうしてもんなに違ふのでしようか。結局、なんでしよう、同じ株を発行会社から引き受けてそれをお客さんに売ることだけのことでしょう。それは多少めんどろでしようが、そんなに違つた、それほど何倍と違わなきゃならぬようなものじゃ私はなかりうと思ひますがね。

○政府委員(新谷正夫君) 一般の証券取引の場合と違ひまして、株式を公募いたします関係で手数料、経費が証券取引の場合以上にかかることは想像できるわけでございます。それに加へまして、先ほども申し上げましたように、受託手数料の場合には証券取引法で規定がございまして、公募の手数料につきましてはそういう大蔵大臣の規制が

ないわけでございますので、若干高くなるというふうな結果になつておると思つてございまして、これもこの表をごらんになりますればおのずから理解できるわけでございますが、金額が少ないうが比較的割が高になつておるようでございます。六十三円の場合で三元でございますから、大体二十分の一でございます。四百二十円の場合には、十一円でございますので、四十分の一程度のことになつております。その間に若干の差等はございまして、おそろく従来の慣行に従つて大体こゝろ見当で公募手数料というものがきめられておるようになつておるわけでありまして、

○亀田得治君 証券会社の主たる仕事は、結局、応募者を集めるということなんではないですか。事務自体はそんなにめんどろなことではないわけでしょう、ことに大口の応募者がみつければ、そういう点はいろいろに考えていますか。応募者の数が非常に多いという場合はいふぶん手間もかかるのだと思ひますが。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、応募者いかに多いましては、大多数の株式をまとめて引き受けるというふうなことも考えられるわけでございますが、これは公募の二つの手段として買取引受というふうな形式を踏んでおるわけでございます。一応やつてみまさんと、応募者がどういふふうな形で応募してくるかということも判然とわかりかねる場合もあると思つてございまして、そういうことも、将来どういふ形で出てくるかということに伴つて手数料もあるいは多くかかる場合もございまして、その辺の危険を考へますと、ある程度高く手数料が定められるということも考えられるわけでありまして、簡単に公募が完了いたしますような場合には、そんなに手数料は要らないのだらうと思つておられます。

○亀田得治君 非常に大量に扱ふところの証券会社ですね、大きな発行会社をのものを扱うような証券会社、そういうところは、今度新株の発行があつたらどこどこへひととお得意さんに回そうとい

うようなことは、大体見当がばつとつくのじゃないですか、頭の中で。ただ、発行会社にしてみれば、これは筋が違ふものだから、発行会社としてはちよつと皆目わからぬけれども、そこが専門家としろつとの違いであつて、専門の証券会社にして、それが何十万株であらうか、このことこここだともう簡単にいくのじゃないですか。部外者にしたら、それはたいへんなことですよ。どういふふうにしたらいいかというところは皆目わからぬ。だから、そういうわけで、極端に言えば、それは十萬株くらいだったもう一口で済んでしまふというふうなこともあるのが実情じゃないですか。にもかかわらず、一株づつ手数料幾ら、こうなっているわけですね。それはまた一株づつばらまいたら、一株について何円というものをもらつておつたらとても話にならぬだらうけれども、そんなことは絶対にないわけで、大証券会社などはちゃんと大体わかつていますよ。その辺の実情はどうなんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 証券会社のそういった面の実態というものは、残念ながら私は詳細存じませんけれども、同じく新株の公募を引き受けるにいたしまして、人気株の場合とあるいはそうでない場合といろいろの差異はあるのじゃないかと思つてあります。大会社の非常に評判になつてゐる花形株のようなものでございませうば、引き受けてもすぐ売れましようし、証券会社がこれを分売する方法も比較的容易であらうと思ひますけれども、すべてがそのような株式ばかりだとは限らないわけであります。いろいろなものが出てまいりましようから、そういったものと、一律にすべての公募の手数が簡単に行なわれるというわけにはまいらないように思つてあります。一般的な場合の例がだんだん積み重なりました。一般的な手数料が受容されるようになったのではないかと考えられるわけでございます。

○亀田得治君 人気株の場合には手数料が割り安になつておられますか。

○政府委員(新谷正夫君) 必ずしもそうはなつていないだらうと思ひます。一々その手数料を調べたわけではございませんけれども、おそろくこれは発行会社のほうでおのずから公募する場合に手数料を考へ、証券会社に委託すればそれだけ手数料が省けるわけでございますから、その上の採算に立つて発行会社のほうでもこの手数料の相談をいたしているわけでございます。特に人気株の場合に手数料が安くなつてゐるということは私は申し上げかねるわけでございます。

○亀田得治君 証券会社としては、この手数料というものは、それほどの事務を会社としてはしないけれども、一株幾らということ、これはもう数ですから、まとまつて金が入る。この一面の利益がある。それからもう一つは、自分の引き受けた株をどのお得意さんに渡してやろうか、これはもう公募とはいひながらこちらからのやはり誘ひ水、話し方によつていろいろ違ふわけで、そういう点の利益が第二にはあるのじゃないですか。大事にしなければならぬお得意さんには、いい株の新株をちゃんと早目に、今度はこういふふうになるからあなたの方で金を用意しなさいとか何とか——それはもちろんそのリベートをとるかかという意味で言うのじゃないんですよ。そういうようなことをすること自体が証券会社としてそのお客さんとの今後のまた結びつきも強くなるし、いろいろなことで非常に会社としての有利性を扱つてゐるというところ。ほんとうは、だから、ただというわけにもいかぬでしようが、ほんとうに実費程度で処理をしても、ちつとも証券会社としては損をしない問題なんではなからうかと思つてゐるわけですね。まあ、あくどく想像すれば、さらにその上に第三の利益として、いつごろどういふ新株が幾らで出るかはつきりする、それを一応お客さんに渡す、渡したあとさらにどういふふうには操作するとかいふようなことを専門家がやれば、私はずいぶん莫大な利益になつてくると思つてゐる。そのあとのほうのことなどはわれわれは

ちよつとわかりませんけれども、これはもういくらでも想像つくことですが、そんなものに一体手数料というものが、これは私は相当高い率の手数料だと思ひますが、要するものかどうかということはどうも納得いかぬのですが、六十三円売りの三円といへばずいぶん高いですね。単なる手数料としては、何万株と一緒に処理するのですから、こんな莫大な商売はないように思ひます。だから、こういう点について、委託手数料についてのそういう感じがあらうのであれば、当然私はもう少し検討してしまふべきものじゃないかというふうな思ひがするが、そんなことまでする必要はないですか。どうですか。大体、新株引受のこの仕事は、みな証券会社はやりたがるのでしよう。やりたがっているのではありませんか。

○政府委員(新谷正夫君) 確かに、公募を引き受けますと、証券会社といたしましても手数料が入るわけでございますので、不利益になるわけじゃむろんございせん。したがひまして、買取引受その他の方法によりましてこの取り扱ひを委託されますと、証券会社としては喜んでこれを引き受けるだらうと思つてゐるわけでございます。

ただ、亀田委員のおっしゃいますように、すべてがすべて簡単に新株の募集が完了するもののみとは限らないと思つてゐるわけでございます。私も町を歩いておりましたもよく証券会社の広告の立て看板を見受けるわけでございます。何々会社の新株ただいま募集中——というふうな立て看板が三枚も四枚も並んで立つてゐるという状況をよく目にいたすわけでありまう。したがひまして、そういう場合には、おそろく個々にそういう申し込みが参るわけでございます。これはかなりの手数にもかかるわけでございます。すべていまおっしゃいますように人気株ばかりとは限りませんので、その間に証券会社といたしましてもかなりのサービスをする面もあるいは出てくるのじゃないかというところも考えられるわけでございます。したがひまして、いまお手元に差し上げましたこの手数料の額が、はたして高いか、あるいは

これでいいのか、ちよつと私も判断いたしかねるわけでございます。将来これをどうしたらよろしいかということについてたゞいまお答えするだけの十分な材料を持ち合わせていないわけでございます。

○亀田得治君 大体、新株を発行する状態というのは、例外もあるでしようが、調子のいい状態でしょう。だから、私はこれはいい商売だと、こう思つてゐるんです。しかし、部外者にはできないんです。筋がわかつておらぬから。だから、そういうものなら、もう少し——ちよつとこれは株の委託売買だつて同じことですよ、実質は。委託売買のほうでちゃんとした監督規定を置きながら、公募手数料を野放しにしておくとするのは筋が通らぬ。実際考へると、手数料はそつちのけでももつと大きな利益をあげてゐるのかもしれない。これはグルになつてやろうとすればできますわね。証券会社の関係者が、だれがお客さんのようになつてゐるのをそれを買い取ればいいわけでしょう。非常に有利な発行条件だといふことが事前にわかつておれば、金を準備して、あつたことを適当に操作したら、これはあなたたずいぶんもうかりますよ。それはそんなもうけるのまで監視はできないわけだが、だから、一番の妙味というのはあのほうにあるように思つてゐる。それからもう一つは、立て看板などを見る場合もありまうが、公募の方法は、証券会社がこれとこれだとねらいをつけた以外の人からもどんどん来て上回つた場合には、これはどういふ処理になるのですか、お客さんが上回つた場合は。

○政府委員(新谷正夫君) 証券会社のほうで分売いたします株式の数の数というものは、当初の発行会社との契約できまつております。それを上回つた需要がありましても、上回つた分については証券会社としては責任を負えないわけでございます。したがひまして、発行会社との間で契約されました範囲のものをだけ処理すれば証券会社としての責任は果たせるわけでございます。それ以上のものは公募の際の証券会社の責任の範囲外にならう

と思ひます。

○龜田得治君 ところで、一万株に対して、証券会社としてはまあ大体めどをつけたのが五、六人、その人々から五人で二千くらい申し込んできて一万になった。しかし、このほかからもたくさん来たという場合には、これは先着順になるのですか、どうなんですか。それは証券会社の自由なんですか。

○政府委員(新谷正夫君) その段階になりますと、これは一般の売買でございますので、特に順位をつけるとか何とかいうことはおそろくしてないだらうと思ひます。したがって、実際は早く申し込みをした者が早く株式を取得するという結果になるのじゃないかと思ひます。

○龜田得治君 その辺が私は監督規定としてもう一つ何か要するに思ひますね。それがありませんと、公券とは名ばかりで、証券会社の好きな者だけに買わす。公券だったらそんなことはおかしいんで、だから、そういう期日までに来た場合にはみんな平等と考えて申し込み数に応じた按分をするということになるとか、何かそういうものがなければ、なんでしよ、公券の実体から多少はずれるように思ひますね。これは、公券じゃなしに、単なる証券会社に金の調達を頼んだというだけのことになってしまう。そうして、そういうことが証券会社の自由にできるとしたら、今度はまた結託できるのがありますね、引き受けした後の株の処理について。そういうことにもなるわけですね。こうたくさん来たときには証券会社の思ひとおりにならぬのだということではなければ私は不正だと思ひますがね。何かそういう点についての監督指導規定というものが要するに思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(新谷正夫君) 非常にむずかしい問題でございますが、要するに、発行会社のほうの立場といたしますれば、自分の会社の資産状況、収益状況、今後の事業計画、そういうものを考えまして新株の発行をいたすわけでありまして、それに要する資金が幾ら必要かという計算に立つて新

株を発行いたすわけでありまして。そういういたしますと、みずから発行すれば、これを一括して引き受ける者が出来ればそれでむろん差しかえないうわけでありまして、発行会社の立場からしますれば、何びとがこの株式を取得しようとするか、要するに予定した資金だけが調達できればいいということになるわけでありまして。その間に証券会社が介在して証券会社の意のままにされるということになると、証券会社を不当にもうけさせる結果にならないかというふうな懸念も確かにあることはありますけれども、そうかといひまして、証券会社は得意先がかりにあるといひまして、そちらのほうに一括して引き取つてもらえば調達が非常にスムーズにいくというふうな場合でございますれば、これもいたし方ないんじゃないかといひます。ふりかへるわけでございます。まあ資金調達という面からみ考えますれば、特に新株を分売する方法まで規制するのはたしていいかどうかという問題になるかと思ひます。それから、これは商法の問題というよりもむしろ証券取引の問題になるわけでございます。大蔵省のほうにもそういう御意見があるというのを十分伝えて今後検討してみたいと思ひます。

○委員(和泉覺君) 速記をとめて。

○委員(和泉覺君) 速記を起して。

○委員(和泉覺君) 速記を起して。

○稲葉誠一君 株券が――これは善意取得の問題とも関連するのですが、株券としての効力を発生するのは、どういふ段階から株券としての効力を発生するわけですか。小切手法の二十一条の適用を受けるのはどういふ段階からなわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 株券が株主として効力を発生をいたします時期は、発行会社が株主にその株券を交付した時点というふうに解釈いたします。

○稲葉誠一君 どうして、株券が株主としての効力が発生するのが、株主に対する交付のときをもって株券の効力を発生する、こういうふうにしたのですか。株券というのは、株式というか株主

権というのか、そういうふうなものを化体しているのですから、何も交付されなくても、会社にあるて会社株券として認めれば、そこから株券としての効力を認めて、善意取得の場合の保護に当てはめてもいいんじゃないですか。交付をもって株券としての効力が発生する、交付する前において株券としての効力が発生しないというのは、具體的にどういふことになるのですか。――ちょっと問題の意味が、株券を交付してはじめて株券の効力が発生するんだと。株券を交付するまでの間、時間がかかるわけですね。その間の盗難なり紛失なり、いろいろ問題が起きてくるわけですね。その場合に、善意取得の適用がないという考え方になるわけですね。それでは現実には静的安全は保護されるが動的な安全は保護されないという、いろいろな問題が起きてくるのじゃないか、こういう考え方が疑問として出てくるわけですね。それで、お聞きをするわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) 株券を株主に交付いたしましたときに株券としての効力を発生するといふ考え方は、これは古くから裁判所で公権的に認められた考え方でございます。つい最近も、最高裁判所におきまして同様の趣旨の判決が出されております。これは株券が株主の地位を表象するものであるといふことから来るわけでございます。そして、特定の株主たる地位を取得した者が、その者の株券として株券の交付行為がなければ当該の株主の地位を表象する株券たるものがまだ発生してない、こういうふうに見たわけだろと思ひます。

ただいま御質問の問題は、そこまで至ります前に、言いかえしますならば、株券の形式は備えていないけれども、まだ株券としての効力を持つていない紙片が転々譲渡された場合、形式的には株券でありまから、それを善意取得した者が株式を善意取得することができなくなるというのの動的な安全の見地から見ると不当ではあるまいかという御意見だと思ひます。これは、株券が失効してしまつた場合にも同じような問題が起きるわけでございます。

ます。除権判決で株券が効力を失つてしまつたといふことになりましたと、その後いくら株券そのものを善意取得いたしましても株式を取得できないと同様でございます。やはりそこにはある一定の形式的なポイントを置いて、その時点以後これが正式の有効な株券であるということにせざるを得ないと思ひます。また、さらに考えますと、株券が交付されてない、したがって、株主がまだ自分の株券は出されてないという状況下におきまして、まだ株券は自分が取得していないのだから譲渡もできないと考えておきますときに、その前におきまして、つまり発行前の株券が転々されて、いつの間にか株主の地位が失われてしまつたというふうな結果になるのも、これは株主の立場からすれば非常に困るわけでございます。そういう意味におきまして、ただいまの裁判所で考へておきましますように、株主に交付したときから株券としての効力を持たせてその限界を明確にしておくことは必要であらうと思ひます。

○稲葉誠一君 除権判決で失効した、それが流通しておつた、その場合に善意取得の保護はないというの、これは、一応除権判決が出て、それが官報に載るわけですね。官報を見ているから見ているいは別として、一応擬制的には官報を見ているといふふうにとるわけですね。そこで、見ない者が悪かつたんだという形で善意取得者を保護しないという理由は、これはわかるわけですね。これは全部官報を見ているはずなんだからというわけで、善意でない、あるいは過失があつたんだという理屈は立つし、その前提としてもう株券でないんだという理屈も立ちますけれども、これは別として、その場合と、株券が交付されない段階で盗難なり紛失したという場合とでは、第三者がそういう事実を認識する過程において相当違いがあるのではないか、こういうふうな考えられるわけですね。これは現実には違いがあるようですが、それはそれとして、そうすると、株式が有効に成立している、これが前提ですわね、それで株券をつくるわけですから。すると、会社で持っている間は株券は株

券なんですか、株主に渡らなくても。

時点によって画されるといふに考えるわけでございます。

○政府委員(新谷正夫君) 株主に交付いたしましたものでは、会社が持つておりまして、それは株券としての効果は持たないわけでございます。株券の形態を備えたものを会社が作りまして、それはまだ株券と言ふわけにいかないわけでありまして、それを株主に交付することによって初めて株券としての効果を生ずる、こういうことになるわけでありまして。

○稲葉誠一君 株式が有効に成立しその上に株券が成立しているということと、その株券とは、別個の考え方じゃないんですかね。どうもその点が二つに分けて考えるのはおかしいように考えのところが、でき上がった株券というものは、交付前においては株主のために株券として会社が保管をしていく、こういうことではないという判例の考え方が使つても、あるいは横領して使つても、それで金にかえたとか何とかいう形が起つてきても、それは単なる紙の横領なり窃盗なりという形になるわけですね。そういう考え方でいいのですかね。鈴木竹雄さんの考え方をどう見ますと、株式が有効に成立しているならば、それについて作成された株券は当然有効なものなんだ、こういう考え方があつたわけですね。ぼくはこのほうが正しいような感じがするんで、交付することによつて株券が有効性を取得するという考え方は別なものじゃないかと、こう思うのですが、判例がずっと引き続いておるから、有権的な解釈としては最高裁の判例に従わざるを得ないということになれば、それでもいいと思ひますけれども、どうも少し疑問だと、こう思ひますがね。

○政府委員(新谷正夫君) 株券が有効に成立する過程にあるものでございまして、株主にまだ交付する前の段階でございまして、形式的には株券の体裁を備えておりまして、これは株券と言ふわけにいかないと思ひます。

○稲葉誠一君 株主に交付しない場合の株券もありますね。会社が持つていた場合だつてあるわけでしょう。一ぺんに全部株券を交付するとは限らない場合もあるじゃないですか。そういう場合はどうなんですか。そういうことはあり得ないですか。自己株式の取得は認められないんだから、そういうことはないわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 新株を発行いたしました、株主たる地位を取得した者に株券を交付しなければなりません。それ以前の段階におきまして会社はまだ渡さないで自分で持つておる、保有しておる段階におきましては、これは株券ではないわけでありまして。ただ、株主に交付いたしました有効に株券として効果が付与された後に、何らかの事由によりまして株主が会社によつて預かつてもらいたいといつて預ける場合、これはあると思ひますが、そういう場合には会社が持つておりまして株券であることには変わりございません。形式的に株券の要件を備えておる紙片であるか、あるいは株券として転々譲渡され得るものかというところは、要するに株主にそれを交付した

○稲葉誠一君 株式が有効に成立しその上に株券が成立しているということと、その株券とは、別個の考え方じゃないんですかね。どうもその点が二つに分けて考えるのはおかしいように考えのところが、でき上がった株券というものは、交付前においては株主のために株券として会社が保管をしていく、こういうことではないという判例の考え方が使つても、あるいは横領して使つても、それで金にかえたとか何とかいう形が起つてきても、それは単なる紙の横領なり窃盗なりという形になるわけですね。そういう考え方でいいのですかね。鈴木竹雄さんの考え方をどう見ますと、株式が有効に成立しているならば、それについて作成された株券は当然有効なものなんだ、こういう考え方があつたわけですね。ぼくはこのほうが正しいような感じがするんで、交付することによつて株券が有効性を取得するという考え方は別なものじゃないかと、こう思うのですが、判例がずっと引き続いておるから、有権的な解釈としては最高裁の判例に従わざるを得ないということになれば、それでもいいと思ひますけれども、どうも少し疑問だと、こう思ひますがね。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでございます。主として最初からこれを渡さなければならぬわけですね。

○稲葉誠一君 ある程度のは会社が保管をするとかというところはできないわけですか。これは自己株式の取得になつて全面的にできないわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) 自己株式の取得とは若干違ふように思ひます。

○稲葉誠一君 発行されたものだからね。

○政府委員(新谷正夫君) 要するに、株券だけの保管の問題にならうかと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、印刷所で印刷する場合に、それはどういふふうになるのですかね。会社の名前が印刷したことになるのですかね。会社の名前が印刷したら、会社の機関として印刷したという、そういう見方をするのである。印刷所で印刷したというわけですね。そうして、一たん印刷所から会社を持つてくるんですかね。会社を持つてきて、そうしてそれから一般に交付しなくちゃいけないわけですか。印刷所で盗まれて転々した場合は、これはどうなるのですかね。

○政府委員(新谷正夫君) 印刷所ででき上がった株券がございまして、それが盗難にかかつて転々とするという場合も、これは株券ではない。したがって、株式の善意取得というものはその段階では起こり得ないといふふうに考えております。

○稲葉誠一君 そうすると、その株券を会社が株主に発送するわけですね。どういふふうにして発送するのかよくわかりませんが、その間保険をかけておるわけですか。これは何のために保険をかけておるのですか。交付してはじめて有効なから、その間に盗まれたら株券じゃないのだから、保険をかけるのはおかしいことになつてくるんじゃないですか。これはどういふわけでお金をかけるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 実は、その点が稲葉委員の御質問の一番問題になる点だろつと私思ひうわけでございます。実際、株券を輸送いたします際の紙きれに保険をかけるかというところになるわけでございます。最高裁判所の判決のように考えますれば、一片の紙きれにすぎないのでございまして、それを再度印刷に付するための損害をカバーするために保険にかけるといふふうには考えられるわけでありまして。印刷ができ上がったものは当然にそれが株券として効力を持つておるといたしますと、これは株式を表象するいわゆる株券でございます。株券としての価値あるものとして保険の対象になる、そういうふうには考えられるわけでありまして。しかし、最高裁判所が判断しておりますような考え方に立ちますと、その株式の価格そのものが保険の対象になるものかどうかというところが理論上よつと疑問になるわけでございます。ただ、ただいまお話しのように、その過程において紛失して、これが善意取得の問題——これは法的に善意取得にならないという結論になりますけれども、そういう問題が起きるといふ危険を防止する意味も確かにあると思ひうわけでございます。会社側にとつてみれば、そういう事故が起きますと若干の損害が生ずることは、これは考えられるわけでありまして。そういうことも含めて、保険によつてそれをカバーするということも考え得るわけでありまして。この問題は、ただいまの保険の問題に關連いたしましてどうするかといふことによつて非常に結論が異なつてくる一つの重要な問題ではございまして。

○稲葉誠一君 保険会社に対して保険をつける被保険利益は、どうもわかつたようなわからないようなことなんです、じゃ何を基準にして保険料を保険会社はとつておるわけですか。具体的にどの程度とつておるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 保険料を何を基準としてとつておるか、ちよつとはつきりわかりませんが、おそらく株金額を基準にしておるのじゃないかと思ひます、実際の取り扱ひは。

○稲葉誠一君 株金額は被保険利益とは関係ないのじゃないですか。株金額を標準として保険料をとつておるとすれば、これは法律上の大きな問題ですね。これは刑事上にはならないだらうけれども、何かなるのじゃないですか。おかしいですね、これは。

○政府委員(新谷正夫君) それだけの被保険利益があるという判断に立つて保険契約者と保険会社の間で契約いたしますれば、これは別に差つかえないわけでございます。特にそのために違法だといふことも言えないだらうと思ひうわけでございます。

○稲葉誠一君 それは、保険契約者がよく事実を

知らないからじゃないですか。事実を知っていれば、そんなものに保険金額を標準にして保険料をとられてはならないで、ばく大なものじゃないですか。これは民事局で回答している損害保険協会からの問い合わせか何かに関連して、そのときに具体的な事実関係を調べたのじゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) はつきり記憶いたしません。昭和三十一年、六年ごろにそういう回答が出ておるようでございます。これは確かに株金額を基準にするという解釈に立っておるようでございます。

○稲葉誠一君 昭和三十六年七月十三日の民事局の回答ですね。これはあとで向こうからの照会と回答と両方資料として出してほしいと、こう思うんですが、どうもこちら辺はおかしいと思うんです。保険は必ずしも株主のところへ交付されるそれまでの間だけの保険とは限りませんから、一がいにそうとは言えませんが、それを主としてやっていると思いませんか、どうもこちら辺のところがはつきりしないですね。どうもいまの点は何かはつきりしない点があるので、資料を出していただきたいと、こう思います。

さつきの質問に戻るわけですが、株式譲渡が自由で、それを制限するということですが、そのあれは定款の記載事項になるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 株式の譲渡を制限しようとする会社について定款にその旨を定めればよろしいわけでございますが、必ず譲渡制限をするかしないかというのを定款に記載しなければならぬものではないでございます。

○稲葉誠一君 株式の譲渡制限をしたときには、そのことを株券に記載するのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 株券に記載することに なります。

○稲葉誠一君 その株券の記載のしかたが、条文を見ますと、どういふふうに記載をするのですか。現実にあるその株券が譲渡制限になっておるんだという記載のしかたをするのですか。あるいは、その会社の株式が譲渡制限になっておるといふ場合には、全部が譲渡制限になっておるとは限らないで、全部が譲渡制限になっておるとするものもあるし、株式譲渡制限がきまつておつてもなくてもいいんじゃないでしょうか。どういふことになるんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 定款を定めまして、株式の譲渡制限が行なわれる旨が定まりまして、その会社の発行しております株式については全部譲渡制限の規定に服するわけでございます。したがって、株券に記載いたしますときにも、その株券が譲渡制限の対象になっておるといふことではなくて、当会社の株式は譲渡制限に服するといふ趣旨のことが書かれるわけでございます。同時に、これは登記事項にもいたしておきます。登記によつて一般に周知させるように措置いたしておきます。

○稲葉誠一君 そうすると、株式の譲渡制限といふのは、可分的に全体の中のある部分は譲渡していい、ある部分は譲渡してはいけない、こういう形はとれないのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 株式によつて差異を設けることにはなりますので、それはできないといふふうに考えます。

○稲葉誠一君 どうしてですか。差異を設けてい ることはいくらでもあるじゃないですか。議決権のある株式もあるし、議決権のないものもあるし、いろいろあるわけじゃないですか。一定の株数のうちのある株数は譲渡制限をして、ある株数は譲渡してもいいんだというところは、当然あつていいのじゃないですか。議決権のある株もあるし、議決権のないものもあるし、額面株もあるし、無額面株もあるんですから。

○政府委員(新谷正夫君) 特殊の株式を発行することはむしろできるわけでございますが、同種類の株式について、ある者が持っている株式については譲渡制限をするけれども、その他の者が持っている株式についてはこれをしないといふことはできないと、こういうふうに考えるわけでありま

す。たとえば議決権のない株式と議決権のある通常の株式を発行したいとおりますと、これは株式の種類が全然違うわけでございます。したがって、その議決権のない株式についてだけ、あるいは議決権のある株式についてだけ譲渡制限をするといふことは、これは差しかねないと思ひますけれども、同一種類のものについて差異を設けますことはできない、このように考えているわけでございます。

○稲葉誠一君 そのことはどこに書いてあるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 株主平等の原則から当然そういう結論になると思ひます。

○稲葉誠一君 株主平等の原則といっても、株主がそれを承知していればいいのじゃないですか。議決権のある株と議決権のない株とを発行することとは、株主平等の原則とは別個の考え方だといふわけですね。それなら、譲渡制限のある株と譲渡制限のない株とを発行するといふことは、これは同種類の中で二つに分けるといふのじゃなくて、初めから譲渡制限のあるものと譲渡制限のないものという分け方をすれば、その二つのものは同一種類のうちの二つというのじゃなくて、別個の種類のものだといふ考え方が当然できてきて、決して株主平等の原則に反しないといふことになってくるのじゃないですか。考え方の相違じゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) 譲渡制限のある株式とそうでない株式は、株式の種類が違うといふふうには考えていないわけでございます。同じ株式であつてもその譲渡性が自由であるかどうかという差異だけでございます。これがもしも同一種類のものにつぎましてそういう差異が生じますと、先ほど申し上げましたように、株主平等の原則に反するのではあるまいか、こういうわけでございます。

○稲葉誠一君 株主が、譲渡制限のあるものとな いものと承知して買えばいいのじゃないですか。それで、たとえば譲渡制限のあるものは少し安い

とか高いとか、どつちか知りませんが、こういうことを承知して買えば、別に株主平等の原則に反さないのじゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) 新しく株主になる者がそういうふうな承知して買ひ分においてはおつても弊害がないという御趣旨であらうと思ひますけれども、株主平等の原則といふものは、現在の株主に差異があつてはならないといふことでございます。したがって、同一種類の株式について同じ条件でなければならぬわけでありまして、その間に譲渡が許されるものと許されないものがあるといふことはできないわけでございます。これは単に株式の譲渡性のみに関する問題でございます。まして、株式の種類による差異ではないわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、議決権のある株式で すね、それを持っている人が、ある株以上持つて いると議決権を制限されるという定款があつたと したら、それは株主平等の原則に反する——そう いう定款はないですか。

○政府委員(新谷正夫君) そのような定款の定め はできないと思ひます。

○稲葉誠一君 ある程度の株式を持つておる場合 には、一つの株式一議決権でなくて、ある程度ま とまつたもので何議決権という形のきめ方は絶対 できないですか。

○政府委員(新谷正夫君) それも現行法ではでき ません。

○稲葉誠一君 そういふのはしかし現実によつて おるところがあるように聞いているのですが、あ るいは私の間違ひかもしれません。そうですが、 議決権のあるものと議決権のないものとの差別が ある以上は、たくさん一まとめに持つてゐる場合 に議決権というものをある程度数で制限するとい うことも株主平等の原則に反してできないことにな るわけですか。あるいはそれが正しいかもしれ ませんが、いまの現行法では、議決権あるものの 制限といふことは全然できないですか、何らかの 形の制限はありますか。

○稲葉誠一君 株主が、譲渡制限のあるものとな いものと承知して買えばいいのじゃないですか。それで、たとえば譲渡制限のあるものは少し安い

○政府委員(新谷正夫君) 一般的に株式についてその措置はできません。ただ、優先株についてだけ議決権のない株式というものができただけでございまして、それ以外には議決権を奪うことはできないわけでございます。

○稲葉誠一君 優先株の場合に議決権を奪うことができるのであれば、それは株主平等の原則には反しないのですか。それはどういふわけですか。優先株だからというのですか。優先株の内容にもよるのじゃないでしょうか。

○新谷正夫君 優先株が後配株かというふうなことは、その株式を発行いたします際の株式そのものの性格などでございまして、その範囲内で株主は平等に取り扱われなければならない。その種類の株式を持つておる者がその範囲内で平等であるべきであるというわけでございます。したがって、一般の株式の場合に、議決権をあるものについて、これは奪い、あるものについては与えるということは、これはできないわけでございます。

○稲葉誠一君 株式譲渡の制限のところでは取締役会の承認を要するという形にしているわけですね。代表取締役がやったのはもうさっきの話じゃ無効だというわけでしたね。代表取締役が業務執行としてやったのはだめなんだと、こういうわけでしょう。ところが、新株発行の場合に取締役会の決議なしに新株を発行した場合、どうなんでしょうか。代表権は取締役がある。

○政府委員(新谷正夫君) 新株発行の場合に、取締役会、株主総会の決議がなくて発行してしまふ。これは代表取締役が単独で権限なくしてやったということになるわけでございます。それ自体は違法でございます。違法でございますけれども、株券を発行してしまふ、これはその発行自体は有効である。手続の過程において違法な点はありませんけれども、株券の発行という段階まで行つてしまふ、これは有効であるというのが最高裁判所の考え方でございます。これは、新株発行の過程におきましてそういう株主総会の決議がないという取扱いでございますけれども、これは会社

社内部の意思決定が欠けたというだけでございまして、株券の発行の段階まで行つてしまふ、これは有効と見るべきであるというのが最高裁判所の態度でございます。

○稲葉誠一君 だから、取締役会の決議というのは会社機関の内部の意思決定なんだという考え方でしょう。有効な代表権のある取締役が新株の発行をなす以上、新株の発行自体の効力には影響がないという考え方でしたら、最高裁の判例以下の考え方は、これに対して反対意見もありますけれども、いずれにいたしましても、そういう考え方ですね。そうすると、株式譲渡制限というものをきめた取締役会の決議というものを、会社機関の内部の意思決定にすぎないのである、この考え方はいけ。だから、有効な代表権がある取締役の株式譲渡の制限があるのだというふうに株券に記載してそれをあはれしてしまふ、それは取締役会の決議がなくても、代表権のある取締役のやった行為が効力を持つてくるのじゃないですか。その点との関係は多少は違ふと思うんです。

株の発行の場合と株式譲渡制限の場合には内容が非常に違いますから、新株発行の場合は取締役会の決議がなくても、有効な代表権がある取締役の行為を直ちに株式譲渡の制限の場合に持つてくるのは、ちょっと内容的な差があることは私も認めるんです。認めるんですけれども、取締役会の決議は会社機関の内部の意思決定にすぎないんだというところは、これは一貫した最高裁の判例でしょう。そうじゃないですか。そこから来れば、それを絶対なものとするれば、代表取締役の行為が外部に対して効力を持たなくちやおかしいでしょう。いまほくの言つた議論が株式譲渡制限の場合にどれだけの実益があるかはよく疑問なんです。ちょっと観念的な議論なんです。それはそれでいいけれども、取締役会の決議というのは会社機関の内部の意思決定にすぎないんだというところは、これは一貫した議論ではないのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 新株発行の場合におきます株主総会の決議と、今回の改正によりまして設けられます株式譲渡制限の場合の取締役会の承認というものを同列に見るべきではないかという御意見だと思ひますが、まあそこには多少の違いはあるということでございますが、株主総会の場合には、これは確かに株式会社の意思決定機関の意思決定として決議が行なわれるわけでありまして、取締役会の決議と申しますのは、これは業務執行のための意思決定でございます。株主総会にあるいは定款の定めるところに従つて取締役会に業務執行をまかしてあるというのがいまの商法のたてまえでございます。したがって、この譲渡制限の場合でも、新株発行の場合と同じように、株主総会の決議によつて譲渡制限をここに行なつていくということも技術的には考えられるわけでありまして、その場合には、会社そのものの意思決定に従つてやるということになるわけでありまして、こういう形をとりますと、新株発行の場合と同じような理屈にならうかと思うわけです。しかし、株式の譲渡といふものは、非常にひんぱんに行なわれます。それを一々株主総会の決議にかけるといふことは、実際問題としてこれは不可能でございます。また、そういう措置をとることが妥当であるかどうかということも問題でございます。業務執行機関である取締役会の承認が必要である、かようにいたしましたわけでありまして、

したがって、株主総会の決議の場合と取締役会の承認の場合とは、その性質上の違いもございまして、株式を譲渡制限するには定款で取締役会の承認を要するということを定める以外に方法はないわけでありまして、取締役会の承認がもしないといふとすれば、これはまあ譲渡の承認がなかったと、こういうふうに見ざるを得ないと思ひます。取締役会の承認といふものが譲渡を許す一つの条件でございますから。

○稲葉誠一君 私の言ひのは、取締役会の決議なり承認といふたつて、前提として決議があるわけですからね。それは会社機関の内部の意思決定にすぎないじゃないかということになつてくると、それに反して業務執行機関の代表取締役がやった行為というのが第三者との関係が生じた場合に、取締役会の決議といふのは内部の機関決定だといふならば、外部の者はそれはわからないわけですから、それよりも代表取締役の執行のほうが優先して、そのほうが効力を第三者に対しては持つようにならなければならぬ、こういう問題がそこにあるんじゃないか、こういうふうに思ふわけですね。ただ、株式譲渡制限の場合にはそれは具体的にどういふ事例があるかと、こうなつてくると、おかしいんです。率直に言ふと、具体的な例としてはどうもはつきりしないと思ふんですけれども、新株発行の場合にははつきりしてきますけれども、株主総会と株式譲渡制限といふものはむしろ消極的なものでございまして、第三者に対する関係がそのこと自身から出てくるものではないように考えられるんです。ですから、取締役会の決議に反した代表取締役の行為といふものが現実にはあり得るのかどうか、よくもちょっと疑問には思ふのですが、どうもそこら辺のところはつきりしないような印象を与えますのでお聞きするわけですね。代表取締役が取締役会の承認を得ないでいまの譲渡制限に反してやった場合が無効としなければならぬ理由はどこにあるのですか。また、そういうことで第三者との間に何か紛争が起きることはありませんか。よくはちやと例が考へつかないんですかね。

○政府委員(新谷正夫君) 御承知のように、取締役会といふのは、監督役のかつての業務執行に対する監督権をなくしてしまひまして、取締役会といふボードにおきまして相互牽制組織をつくつて株式会社の業務執行の適正を期していこう、こういうところにある。取締役会制度が生れた理由があるわけでありまして、したがって、こういう重要なことは、取締役会がその方針をきめて業務を執行していくというのが現在のたてまえでございます。譲渡制限の場合には、代表取締役

にのみこれを一任いたしてしまひますと、かえつ

ね。それはなるほど大会社が入ってきて株式取得をして乗っ取られる危険性があるということ、それはあり得まじょうけれども、それは何も株式の取得だけの問題じゃないんです。金融の問題で入ってきて経営参加がいくらでもできるわけですよ。それは商法の問題とも直接関係しないようにも考えられるんですが、いずれにいたしましても、この点はもう少し実態などをよく調べてみたい、こう考えます。

○委員長(和泉寛君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(和泉寛君) 速記をつけて。

本案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

昭和四十一年六月十一日印刷

昭和四十一年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局